

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年12月15日

【発行者名】 ブラックロック・ジャパン株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長 井澤 吉幸

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目8番3号

【事務連絡者氏名】 加藤 淳一郎

【電話番号】 03-6703-4930

**【届出の対象とした募集内国投資信託
受益証券に係るファンドの名称】** ブラックロック欧州株式オープン

**【届出の対象とした募集内国投資信託
受益証券の金額】** 3,000億円を上限とします。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

(注) 本書において文中および表中の数字は四捨五入された数値として表示されている場合があり、従って合計として表示された数字はかかる数値の総和と必ずしも一致するとは限りません。

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

ブラックロック欧州株式オープン

（以下「当ファンド」または「ファンド」といいます。）

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。

当初元本は、1口当り1円です。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるブラックロック・ジャパン株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

当ファンドについて、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

(3)【発行（売出）価額の総額】

3,000億円を上限とします。

(4)【発行（売出）価格】

購入受付日の翌営業日の基準価額とします。

基準価額につきましては、販売会社または下記にお問い合わせください。

ブラックロック・ジャパン株式会社

電話番号：03-6703-4300（受付時間 営業日の9：00～17：00）

ホームページアドレス：www.blackrock.com/jp/

(5)【申込手数料】

購入時の申込手数料（以下「購入時手数料」といいます。）は、購入受付日の翌営業日の基準価額の3.24%（税抜3.00%）を上限として、販売会社が独自に定めることができます。

詳細は、販売会社にお問い合わせください。

（販売会社につきましては、「(8) 申込取扱場所」に記載の照会先までお問い合わせください。）

なお、購入時手数料には消費税に相当する金額および地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）が含まれています（以下同じ。）。

累積投資契約に基づく収益分配金の再投資は無手数料となります。

(6)【申込単位】

1万円以上1円単位

なお、販売会社によって異なる購入の申込単位（以下「購入単位」といいます。）を別に定める場合があります。詳細は販売会社にお問い合わせください。

ただし、収益分配金再投資の場合は1円単位とします。

(7)【申込期間】

2017年12月16日から2018年6月15日まで

申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8)【申込取扱場所】

ファンドの申込取扱場所（以下「販売会社」といいます。）については下記にお問い合わせください。

ブラックロック・ジャパン株式会社

電話番号： 03-6703-4300（受付時間 営業日の9：00～17：00）

ホームページアドレス：www.blackrock.com/jp/

(9)【払込期日】

ファンドの投資者は、販売会社が定める日までに購入代金（購入受付日の翌営業日の基準価額に購入口数を乗じた金額に、購入時手数料を加算した金額をいいます。）を販売会社に支払うものとします。

振替受益権に係る各購入受付日の発行価額の総額は、販売会社によって追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10)【払込取扱場所】

上記「(8)申込取扱場所」でお払い込みください。

(11)【振替機関に関する事項】

振替機関は、株式会社証券保管振替機構です。

(12)【その他】

購入代金の利息

購入代金には利息をつけません。

日本以外の地域における発行

行いません。

購入不可日

ルクセンブルグの銀行の休業日、12月24日、その他主要投資対象ファンドの受付不可日のいずれかに該当する場合には、販売会社の営業日であっても購入は受付けません。詳細は販売会社にお問い合わせください。

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

(参考)

投資信託振替制度とは、

- ・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。
- ・ファンドの設定、換金、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ブラックロック欧州株式オープン（以下「当ファンド」または「ファンド」といいます。）は、信託財産の成長を図ることを目標として積極的な運用を行うことを基本とします。

当ファンドは、追加型証券投資信託であり、追加型投信 / 海外 / 株式に属しています。下記は、一般社団法人投資信託協会の「商品分類に関する指針」に基づき当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。

<商品分類表>

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信 追加型投信	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産（ ） 資産複合

<属性区分表>

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 不動産投信 その他資産 (投資信託証券(株式)) 資産複合 資産配分固定型 資産配分変更型	年1回 年2回 年4回 年6回(隔月) 年12回(毎月) 日々 その他	グローバル 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東(中東) エマージング	ファミリー ファンド ファンド・ オブ・ファンズ	あり () なし

<各分類および区分の定義>

．商品分類

単位型投信・追加型投信の区分	追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
投資対象地域による区分	海外	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
投資対象資産による区分	株式	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。

．属性区分

投資対象資産による属性区分	その他資産（投資信託証券（株式））	目論見書又は投資信託約款において、主として投資信託証券に投資する旨の記載があるものをいう。ただし、当ファンドは、投資信託証券を通じて主として株式に投資する。
決算頻度による属性区分	年2回	目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
投資対象地域による属性区分	欧州	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
投資形態による属性区分	ファンド・オブ・ファンズ	「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。
為替ヘッジによる属性区分	為替ヘッジなし	目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。なお、「為替ヘッジ」とは、対円で為替リスクに対するヘッジの有無をいう。

上記は、一般社団法人投資信託協会の定義を基に委託会社が作成したものを含まず。なお、上記以外の商品分類・属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

信託金の限度額は1,000億円とします。委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

ファンドの特色

a．当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、欧州主要国の大型株および中型株に主に投資します。

主な投資対象国（2017年9月末現在）

英国、フランス、ドイツ、スイス、イタリア、スウェーデン、スペイン、オランダ、フィンランド、ベルギー、デンマーク、ポルトガル、オーストリア、ノルウェー、アイルランド

上記対象国は今後変更になる可能性があります。

b．MSCI欧州株価指数（円換算ベース）をベンチマーク^{*}とします。

* ベンチマークとは、ファンドの運用を行うに当たって、運用成果を評価する際に用いる基準指標です。

* MSCI欧州株価指数とは、MSCI Inc.が開発、計算した株価指数です。同指数に関する著作権、知的財産その他の一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

c. ファンド・オブ・ファンズ形式で運用します。

当ファンドは、「BGF ヨーロピアン・ファンド^{*1}」および「ICS インスティテューショナル・ユーロ・ガバメント・リクイディティ・ファンド^{*2}」に投資します。

「BGF ヨーロピアン・ファンド^{*1}」を主要投資対象ファンドとし、その組入比率を高位に保ちます。

- *1 正式名称は、「ブラックロック・グローバル・ファンズ ヨーロピアン・ファンド クラスX投資証券」です。
- *2 正式名称は、「インスティテューショナル・キャッシュ・シリーズplc インスティテューショナル・ユーロ・ガバメント・リクイディティ・ファンド エージェンシークラス投資証券」です。

投資対象ファンドは、委託会社の判断により適宜見直しを行うことがあります。

d. 外貨建資産に対して原則として為替ヘッジを行いません。

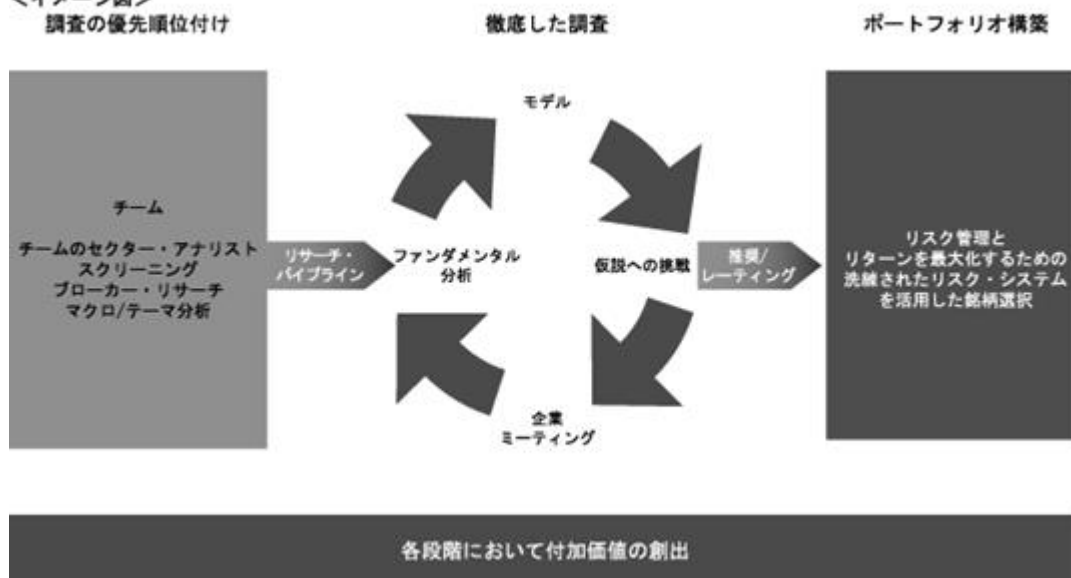
運用プロセス（主要投資対象ファンドの運用プロセス）

チームではポートフォリオ・マネジャーおよびセクター・アナリストが担当セクターについて独自の調査を行います。担当セクターについてのニュース、決算情報、変化等については、チーム全員が参加するミーティングにて情報共有されます。セクター・アナリストによって提案された投資アイデアは、チームでの議論を経て承認されます。

調査過程において、主に以下のことを行います。

- ・ 調査の優先順位をつけるためのスクリーニング
- ・ 財務分析を含めた企業についての綿密な分析
- ・ バリュエーション分析
- ・ 経営陣とのミーティング

<イメージ図>



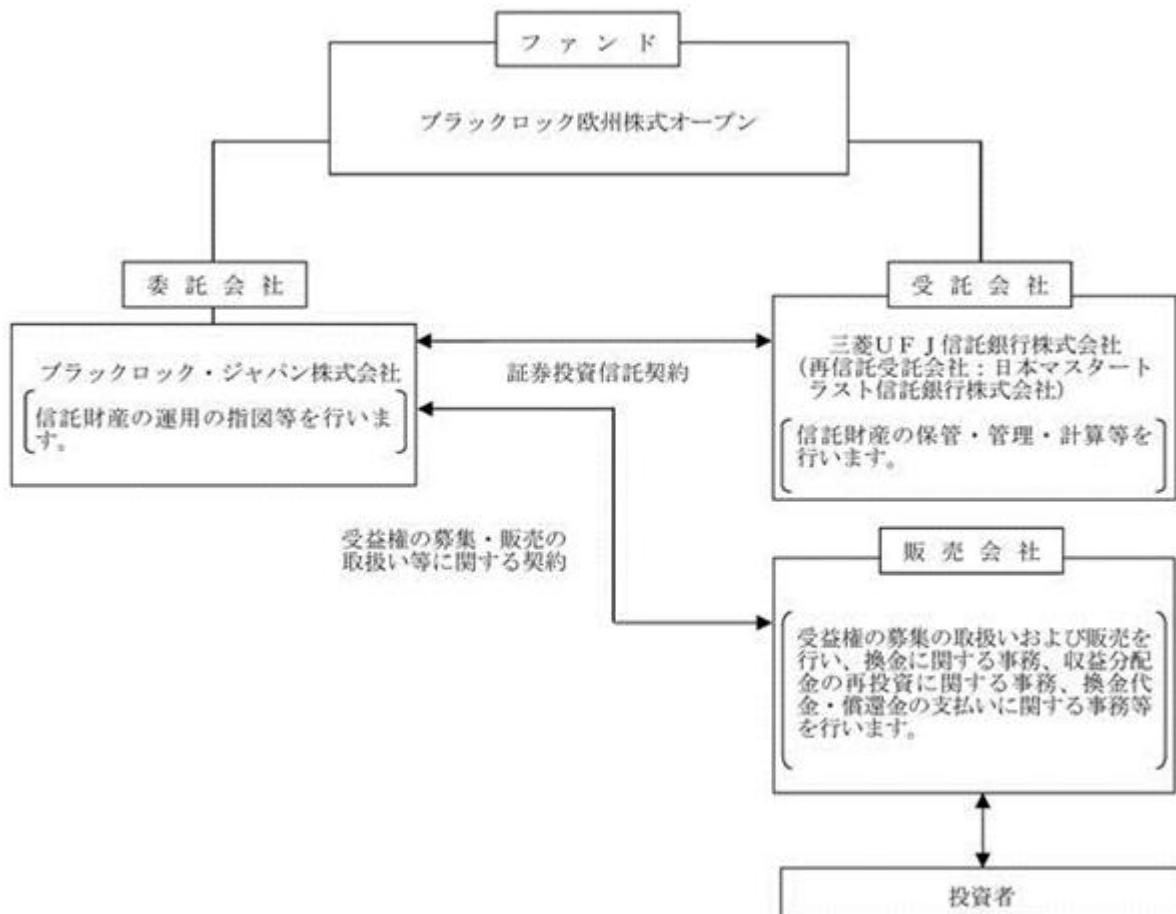
資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。主要投資対象ファンドの運用体制等は、変更となる場合があります。

(2) 【ファンドの沿革】

1998年7月1日	信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始
2006年10月1日	ファンド名称を「メリルリンチ欧州株式オープン」は「ブラックロック欧州株式オープン」に、「メリルリンチ欧州株式マザーファンド」は「ブラックロック欧州株式マザーファンド」に変更
2007年1月4日	投資信託振替制度への移行
2009年12月2日	ファンドの委託会社としての業務をブラックロック・ジャパン株式会社からパークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社（新社名：ブラックロック・ジャパン株式会社）に承継
2015年6月17日	ファンドの仕組みをファンド・オブ・ファンズ形式に変更

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



< 契約等の概要 >

a. 「証券投資信託契約」

ファンドの設定・運営に関する事項、信託財産の運用・管理に関する事項、委託会社および受託会社の業務に関する事項、投資者に関する事項等について規定しています。

b. 「受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」

委託会社が販売会社に委託する受益権の募集販売の取扱い、換金事務、投資者に対する収益分配金および換金代金の支払、その他これらの業務に付随する業務等について規定しています。

< ファンド・オブ・ファンズの仕組み >

当ファンドは、投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズです。



< 委託会社の概況 >

2017年9月末現在の委託会社の概況は、以下のとおりです。

a. 資本金 2,435百万円

b. 沿革

1985年1月	メリルリンチ投資顧問株式会社 (後のメリルリンチ・インベストメント・マネジャーズ株式会社) 設立 1987年3月 証券投資顧問業者として登録 1987年6月 投資一任業務認可を取得 1997年12月 投資信託委託業務免許を取得
1988年3月	パークレイズ・デズート・ウェッド投資顧問株式会社 (後のパークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社) 設立 1988年6月 証券投資顧問業者として登録 1989年1月 投資一任業務認可を取得 1998年3月 投資信託委託業務免許を取得
1999年4月	野村ブラックロック・アセット・マネジメント株式会社 (後のブラックロック・ジャパン株式会社) 設立 1999年6月 証券投資顧問業者として登録 1999年8月 投資一任業務認可を取得
2006年10月	メリルリンチ・インベストメント・マネジャーズ株式会社を存続会社として、 ブラックロック・ジャパン株式会社と合併 新会社商号: 「ブラックロック・ジャパン株式会社」
2009年12月	パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社を存続会社として、 ブラックロック・ジャパン株式会社と合併 新会社商号: 「ブラックロック・ジャパン株式会社」

c. 大株主の状況

株主名	住所	所有 株式数	所有比率
ブラックロック・ジャパン・ホールディングス合同会社	東京都千代田区丸の内一丁目8番3号	10,158株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

主として欧州主要市場の大型株および中小型株を主要投資対象とする投資信託証券へ投資を行います。副次的な投資対象として、短期債券等に投資する投資信託証券にも投資を行います。

M S C I 欧州株価指数（円換算ベース）をベンチマークとします。

投資対象とする投資信託証券は、ブラックロック・グループの運用会社が運用する別に定める投資信託証券とします。別に定める投資信託証券は、委託会社の判断により、変更することがあります。

各投資信託証券への投資割合は、原則として市況動向および各投資信託証券の収益性等を勘案して委託会社が決定します。通常、主要投資対象ファンドへの投資割合を高位に保ちます。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

資金動向、市場動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

委託会社は、自己または第三者の利益を図るために投資者の利益を害することとなる潜在的なおそれのある取引を行いまたは行うことがある場合、投資者の利益を害しないことを確保するため、売買執行管理規程等の社内規程により管理します。

(2)【投資対象】

投資対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

- a．有価証券
- b．金銭債権（a．およびc．に掲げるものに該当するものを除きます。以下同じ）
- c．約束手形（手形割引市場において売買される手形に限ります。）

投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、主として別に定める投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）および投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- a．国債証券
- b．地方債証券
- c．特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債券を除きます。）
- d．短期社債等（社債、株式等の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期社債、保険業法第61条の10第1項に規定する短期社債、資産の流動化に関する法律第2条第8項に規定する特定短期社債、信用金庫法第54条の4第1項に規定する短期債および農林中央金庫法第62条の2第1項に規定する短期農林債をいいます。）
- e．コマーシャル・ペーパー
- f．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- g．外国法人が発行する譲渡性預金証書

なお、a．からc．の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

投資対象とする金融商品

この信託の設定、換金、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用の指図をすることができます。

- a．預金
- b．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- c．コール・ローン
- d．手形割引市場において売買される手形

投資対象ファンドの概要

上記投資方針における「別に定める投資信託証券」の概要は以下の通りです。

a．BGF ヨーロピアン・ファンド

形態	ルクセンブルグ籍（オープン・エンド型）会社型外国投資証券（円建て）
投資目的および投資態度	当ファンドはトータルリターンを最大化を目指します。当ファンドは、純資産総額の70%以上をヨーロッパの株式（同地域において重要な事業展開を行っていると考えられる企業の株式を含みます。）に集中して、投資します。
設定日	1993年11月30日
存続期間	無期限
主な投資対象	ヨーロッパの株式（同地域において重要な事業展開を行っていると考えられる同地域以外の企業の株式を含みます。）を主要投資対象とします。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同一発行体の譲渡性のある証券への投資は、原則としてファンドの純資産総額の10%以下とします。 ・ 純資産総額の5%を超えて投資しているすべての発行体について、ファンドが保有する譲渡性のある証券の総額は原則として純資産総額の40%を超えないものとします。
管理報酬	ありません。（注）
その他費用	保管報酬および事務の処理に要する諸費用がファンドから差し引かれます。
決算日	年1回（原則として8月末日）に決算を行います。
収益分配方針	原則として、分配を行いません。
申込手数料	ありません。
管理会社	ブラックロック（ルクセンブルグ）エス・エー
投資顧問会社	ブラックロック・インベストメント・マネジメント（UK）リミテッド
保管会社	ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン（インターナショナル）リミテッド

（注） 投資対象ファンドにかかる報酬相当額は、委託会社の信託報酬より支払われます。

b. ICS インスティテューショナル・ユーロ・ガバメント・リクイディティ・ファンド

形態	アイルランド籍(オープン・エンド型)会社型外国投資証券(ユーロ建て)
投資目的および投資態度	ファンドは、流動性と元本の安定性を確保しつつ、安定的なインカム水準を追求します。ファンドは、取得時において、ユーロ通貨加盟国の政府により発行されるもしくは保証される短期国債を含む国債、その他債務権および現先取引に投資します。
設定日	2008年12月10日
存続期間	無期限
主な投資対象	ファンドは、取得時においてユーロ通貨加盟国の政府により発行されるもしくは保証される短期国債を含む国債、その他債務権を主要投資対象とします。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> ・同一発行体の譲渡性のある証券もしくは短期金融商品への投資は原則としてファンドの純資産総額の10%以下とします。 ・純資産総額の10%を超えて資金の借入れは行いません。
管理報酬 その他費用	管理報酬、保管報酬および事務の処理に要する諸費用がファンドから差し引かれます。
決算日	年1回(原則として9月30日)に決算を行います。
収益分配方針	原則として、分配を行いません。
申込手数料	ありません。
管理会社	ブラックロック・アセット・マネジメント・アイルランド・リミテッド
投資顧問会社	ブラックロック・インベストメント・マネジメント(UK)リミテッド
保管会社	JPMorgan・バンク(アイルランド)ピー・エル・シー

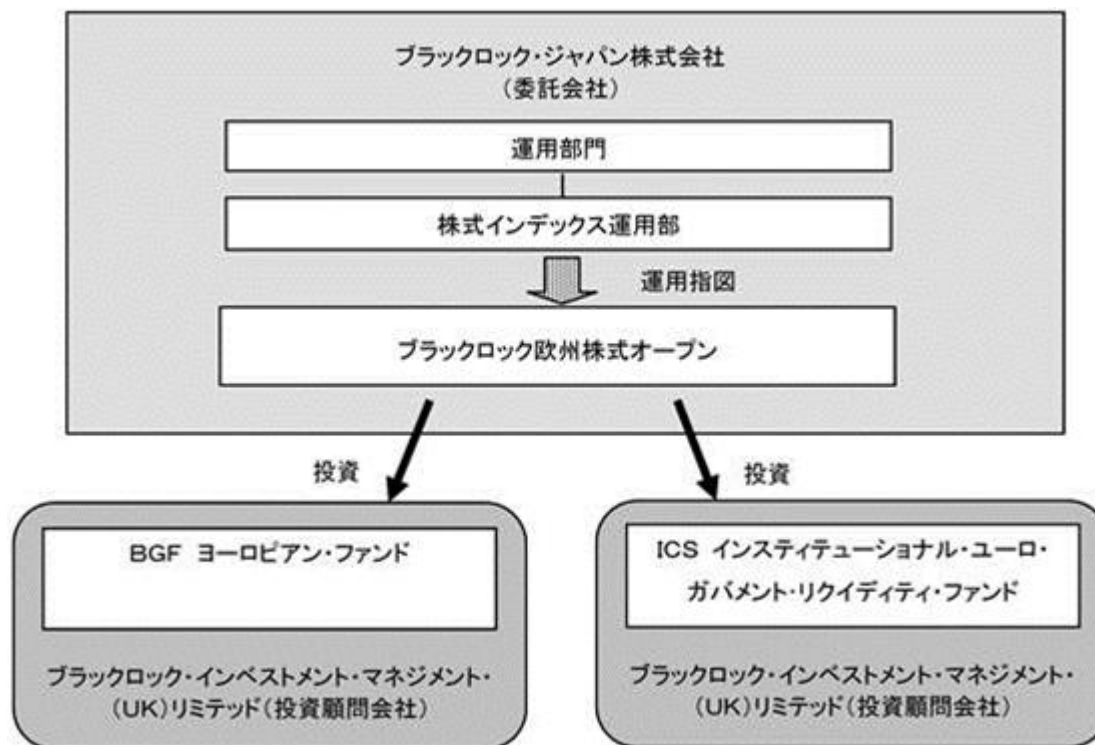
(3) 【運用体制】

ファンドの運用・管理の各業務の役割分担を社内規程により定めております。

ファンドの運用については委託会社の運用部門が統括しています。

社内には内部監査を担当する部門、ファンドの運用状況やリスク状況等をモニターし関連部署にフィードバックする部門、或いは投資委員会等開催により、各ファンドの投資方針等に従って運用が行われているか確認する組織、機能が確立しています。

当ファンドの運用は、株式インデックス運用部（当ファンド担当：7名程度）が担当いたします。



運用体制は、変更となる場合があります。

ブラックロック・グループ

ブラックロック・グループは、運用資産残高約5.97兆ドル^{*}（約673兆円）を持つ世界最大級の独立系資産運用グループであり、当社はその日本法人です。

当グループは、世界各国の機関投資家および個人投資家のため、株式、債券、キャッシュ・マネジメントおよびオルタナティブ商品といった様々な資産クラスの運用を行っております。また、機関投資家向けに、リスク管理、投資システム・アウトソーシングおよびファイナンシャル・アドバイザー・サービスの提供を行っております。

^{*} 2017年9月末現在。（円換算レートは1ドル=112.565円を使用）

(4) 【分配方針】

収益分配方針

年2回の毎決算時（3月15日、9月15日。休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき、分配を行います。

a. 分配対象額の範囲

分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当収入と売買損益（評価損益も含まれます。）等の全額とすることができます。

b．分配対象収益についての分配方針

分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。基準価額水準、市況動向によっては分配を行わないことがあります。将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

c．留保益の運用方針

留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

収益の分配

a．信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理するものとします。

(a) 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬（当該信託報酬に係る消費税に相当する金額および地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）を含みます。以下同じ。）を控除した後、その残額を投資者に分配することができます。なお、次期以降の分配に充てるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

(b) 売買損益に評価損益を加減した利益金額（「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、その残額を投資者に分配することができます。なお、次期以降の分配に充てるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

b．毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越すものとします。

収益分配金の再投資

受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に支払われます。販売会社は、累積投資契約^{*}に基づき、投資者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

* 当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

(5)【投資制限】

以下は、当ファンドの約款で定める投資制限です。

投資信託証券および短期金融商品（短期運用の有価証券を含みます。）以外への直接投資は行いません。

投資信託証券への投資制限

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資制限

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により、特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

公社債の借入れ

a．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認められた時は、担保の提供の指図を行うものとします。

b．a．の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

c．換金等の事由により、b．の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

d．a．の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

外国為替予約の指図および範囲

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

資金の借入れ

a．委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、換金に伴う支払資金の手当て（換金に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

b．換金に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、投資者への換金代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または投資者への換金代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは投資者への換金代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却または換金代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。

ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

c．収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

d．借入金の利息は信託財産中より支弁します。

信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行います。

3【投資リスク】

(1) 投資リスク

ファンドの基準価額は、組入れられている有価証券の値動きの他、為替変動による影響を受けます。これらの信託財産の運用により生じた損益はすべて投資者の皆様に帰属します。したがって、当ファンドは元金および元金からの収益の確保が保証されているものではなく、基準価額の下落により投資者は損失を被り、元金を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドにかかる主なリスクは以下の通りです。

基準価額の変動要因

a．欧州株式投資のリスク

当ファンドの投資対象ファンドは、主として欧州の株式に投資します。したがって、欧州の経済および市場動向または組入株式の発行会社の経営・財務状況に応じて組入株式の株価および配当金の変動し、当ファンドの運用成果に影響を与えます。

b．為替変動リスク

当ファンドは、外貨建ての投資信託証券を投資対象とします。当該投資信託証券に対して為替ヘッジを行いません。また、当ファンドの投資対象ファンドは、外貨建資産に投資を行います。したがって、為替レートの変動が当ファンドの運用成果に影響を与えます。

c．中小型株式投資のリスク

当ファンドの投資対象ファンドは、株式市場平均に比べ株式時価総額の小さな企業の株式にも投資することができます。これらの企業の株式への投資は、株式市場全体の平均に比べて結果としてより大きな値上がりもしくは値下がりとなる可能性があります。これは比較的規模の小さな企業は大規模の企業に比べ収益の変動が大きくなる傾向があることに加え、株式市場における需給関係の変動の影響を受けやすいためです。

d．債券投資のリスク

当ファンドの投資対象ファンドは、債券へも投資を行います。債券の価格は、政治、経済、社会情勢等の影響により金利が上昇すれば下落し、金利が低下すれば上昇します。したがって、金利の変動が当ファンドの運用成果に影響を与えます。また、投資した債券の発行体の財務状況により、債務不履行が生じることがあります。債務不履行が生じた場合には、債券価格が下落する等、当ファンドの運用成果に影響を与えます。

e．デリバティブ取引のリスク

当ファンドの投資対象ファンドは、先物・オプション取引などのデリバティブ取引を用いることができます。このような投資手法は現物資産への投資に代わって運用の効率を高めるため、または証券価格、市場金利、為替等の変動による影響から投資対象ファンドを守るために用いられます。デリバティブ取引を用いた結果、コストとリスクが伴い、当ファンドの運用成果に影響を与えます。また、デリバティブ取引は必ず用いられるわけではなく、用いられたとしても本来の目的を達成できる保証はありません。

ファンド運営上のリスク

a．購入および換金の受付の中止・取消

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の購入および換金の受付を中止する場合があります。また、この場合、既に受付けた受益権の購入および換金の受付を取り消す場合があります。

b．ファンドの繰上償還

当ファンドは換金により受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合、または投資者のため有利と認められる場合、その他やむを得ない事情が発生したとき等は、ファンドを償還させる場合があります。

c. 法令・税制・会計等の変更

法令・税制・会計方法等は今後変更される可能性があります。

d. 収益分配金に関する留意点

分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

分配金は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行った場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。したがって、分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

投資者の個別元本の状況によっては、分配金の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。個別元本とは、追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本のことで、投資者毎に異なります。

(2) リスクの管理体制

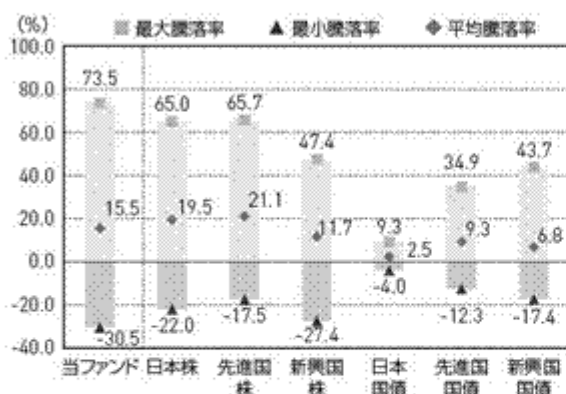
委託会社ではリスク管理を重視しており、独自開発のシステムを用いてリスク管理を行っております。具体的には、運用担当部門とは異なる部門においてファンドの投資リスクの計測・分析、投資制限のモニタリングなどを行うことにより、ファンドの投資リスクが運用方針に合致していることを確認し、その結果を運用担当部門にフィードバックするほか、社内関係者で共有しております。また、委託会社の業務に関するリスクについて社内規程を定めて管理を行っております。

リスクの管理体制は、変更となる場合があります。

(参考情報)

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

(2012年10月～2017年9月)



※上記グラフは、2012年10月～2017年9月の5年間の各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。当ファンドについては、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※各資産クラスの指数

日本株…東証株価指数(配当込み)

先進国株…MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)

新興国株…MSCIエマージングマーケットインデックス(配当込み、円ベース)

日本国債…NOMURA-BPI国債

先進国国債…シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国国債…J.P.モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・レディバース・シファイド(円ベース)

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしております。

当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

(2012年10月～2017年9月)



※上記グラフは、2012年10月～2017年9月の5年間の各月末における分配金再投資基準価額の1年間の騰落率および分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

<各指数について>

東証株価指数(配当込み)は、東京証券取引所第一部に上場されている全銘柄を対象に時価総額を指数として算出したものです。東証株価指数(配当込み)は、株式会社東京証券取引所(株)東京証券取引所の知的財産であり、この指数の算出、数値の公表、利用など株価指数に関するすべての権利は、(株)東京証券取引所が有しています。(株)東京証券取引所は、東証株価指数(配当込み)の算出もしくは公表の方法の変更、東証株価指数(配当込み)の算出もしくは公表の停止または東証株価指数(配当込み)の商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。

MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)およびMSCIエマージングマーケットインデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発、計算した株価指数です。MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)は日本を除く世界の主要先進国の株式を、また、MSCIエマージングマーケットインデックス(配当込み、円ベース)は新興国の株式を対象として算出した指数です。同指数に関する著作権、知的財産その他の一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。

NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が公表している指数で、日本国債の市場全体の動向を表す投資収益指数です。同指数に関する知的財産権は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、NOMURA-BPI国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI国債を用いて行われるブラックロック・ジャパン株式会社の事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、シティグループ・インデックスLLCが公表する、日本を除く世界主要国の国債の総合投資利回りを指数化したものです。同指数に関する著作権、商標権、知的財産権その他の一切の権利は、シティグループ・インデックスLLCに帰属します。

J.P.モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・レディバース・シファイド(円ベース)は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが発表しており、新興国の現地通貨建ての国債を対象として算出した指数です。同指数に関する著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属しています。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

購入時の申込手数料（以下「購入時手数料」といいます。）は、購入受付日の翌営業日の基準価額の3.24%（税抜3.00%）を上限として、販売会社が独自に定めることができます。

詳細は販売会社にお問い合わせください。

販売会社につきましては、下記にお問い合わせください。

ブラックロック・ジャパン株式会社

電話番号：03-6703-4300（受付時間 営業日の9：00～17：00）

ホームページアドレス：www.blackrock.com/jp/

なお、購入時手数料には消費税等相当額が含まれています（以下同じ。）。

購入時手数料は、購入時の商品説明、販売に関する事務手続き等の役務の対価として販売会社にお支払いいただくものです。

累積投資契約に基づく収益分配金の再投資は無手数料となります。

(2)【換金（解約）手数料】

換金手数料

ありません。

信託財産留保額

ありません。

(3)【信託報酬等】

信託報酬の総額

計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.8144%（税抜1.68%）以内の率を乗じて得た額とします。

信託報酬に係る委託会社、販売会社、受託会社間の配分および当該報酬を対価とする役務の内容は次の通りとします。

	信託報酬の配分		役務の内容
委託会社	年0.9180% (税抜0.85%)		ファンドの運用、基準価額の計算、運用報告書等各種書類の作成等
販売会社	年0.8100% (税抜0.75%)		運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等
受託会社	純資産総額が 350億円以下の部分	年0.0864% (税抜0.08%)	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等
	350億円超1,000億円以下の部分	年0.0756% (税抜0.07%)	
	1,000億円超1,350億円以下の部分	年0.0648% (税抜0.06%)	
	1,350億円超の部分	年0.0540% (税抜0.05%)	

主要投資対象ファンドにかかる報酬相当額は、委託会社の信託報酬より支払われます。

信託報酬の支払時期と支払方法

信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

委託会社および販売会社に対する信託報酬は、ファンドから委託会社に対して支弁されます。

信託報酬の販売会社への配分は、ファンドから委託会社に支弁された後、委託会社より販売会社に対して支払われます。受託会社の報酬は、ファンドから受託会社に対して支弁されます。

(4) 【その他の手数料等】

信託財産において換金代金等の支払資金に不足が生じるときに資金借入れの指図を行った場合はその都度、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、投資者の負担とし、その都度、信託財産中から支弁します。

外貨建資産の保管等に要する費用^{*}は、その都度、信託財産中より支弁します。

^{*} 海外における保管銀行等に支払う有価証券の保管および資金の送金・資産の移転等に要する費用

主要投資対象ファンドに係る保管報酬および事務処理に要する諸費用等並びに副次的投資対象ファンドの報酬等が別途投資対象ファンドから支払われます。

信託財産の財務諸表の監査および目論見書等の作成・交付等に要する費用は、委託会社の負担とします。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取扱われます。

日本の居住者（法人を含む。）である投資者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

個別元本方式について

- a．追加型株式投資信託について、投資者毎の信託時の受益権の価額等（購入時手数料は含まれません。）が当該投資者の元本（「個別元本」といいます。）にあたります。
- b．投資者が同一ファンドの受益権を複数回購入した場合、個別元本は、当該投資者が追加信託を行うつど当該投資者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- c．同一ファンドを複数の販売会社で購入する場合には各販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを購入する場合は当該支店等毎に個別元本の算出が行われる場合があります。
- d．投資者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該投資者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記「収益分配金の課税について」を参照。）

換金時および償還時の課税について

- a．個人の投資者の場合
換金時および償還時の差益（譲渡益）が課税対象となります。
- b．法人の投資者の場合
換金時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（投資者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

投資者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本と同額の場合または当該投資者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、投資者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該投資者の個別元本となります。

個人、法人の課税の取扱いについて

a. 個人の投資者に対する課税

(a) 収益分配金の課税について

支払いを受ける収益分配金のうち、課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、20.315%(所得税15.315%、地方税5%)の税率による源泉徴収が行われます。原則として、申告は不要です。

また、確定申告を行うことにより総合課税(配当控除なし)と申告分離課税(20.315%(所得税15.315%、地方税5%))のいずれかを選択することができます。

(b) 換金時および償還時の差益の課税について

換金時および償還時の差益(換金価額および償還価額から購入費用(購入時手数料および当該購入時手数料にかかる消費税等相当額を含みます。))を控除した利益は、譲渡益として課税対象(譲渡所得等)となり、20.315%(所得税15.315%、地方税5%)の税率による申告分離課税が適用されます。原則として確定申告が必要ですが、特定口座(源泉徴収口座)の利用が可能な場合があります。

換金時および償還時に損失(譲渡損)が生じた場合には、確定申告することで、他の株式等の譲渡益、上場株式等の配当所得および特定公社債等の利子所得の金額(申告分離課税を選択したものに限り)との損益通算ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。

また、換金時および償還時の差益(譲渡益)については、他の株式等の譲渡損と損益を相殺することができます。

少額投資非課税制度「愛称：NISA(ニーサ)」がご利用になれます。NISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。なお、NISAの口座では、特定口座や一般口座で生じた配当所得および譲渡所得との損益通算はできません。非課税の対象となる金額、期間等を含めて詳しくは販売会社にお問い合わせください。

b. 法人の投資者に対する課税

法人の投資者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金時および償還時の個別元本超過額については、15.315%(所得税15.315%、地方税の源泉徴収はありません。))の税率による源泉徴収が行われます。なお、当ファンドについては、法人税の課税対象となりますが、益金不算入制度の適用はありません。

上記は2017年9月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5 【運用状況】

以下の運用状況は2017年9月末現在のものです。

「ブラックロック欧州株式オープン」

(1) 【投資状況】

資産の種類	金額(円)	投資比率(%)
投資証券	6,612,857,347	98.58
内 ルクセンブルグ	6,544,502,761	97.57
内 アイルランド	68,354,586	1.02
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	94,955,648	1.42
純資産総額	6,707,812,995	100.00

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

順位	銘柄	国/ 地域	種類	投資口数	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
1	ブラックロック・グローバル・ファンズ ヨーロピアン・ファンド クラスX 投資証券	ルクセンブルグ	投資証券	374,228	17,110.00	6,403,044,502	17,487.99	6,544,502,761	97.57
2	インスティテューショナル・キャッシュ・シリーズplc インスティテューショナル・ユーロ・ガバメント・リクイディティ・ファンド エージェンシークラス投資証券	アイルランド	投資証券	5,120	13,353.51	68,370,775	13,350.34	68,354,586	1.02

(注1) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

(注2) 簿価単価及び評価単価は投資証券の1口当たりの価額です。

種類別投資比率

種類	投資比率(%)
投資証券	98.58

(注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

2017年9月末現在、同日前1年以内における各月末および直近20計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額(円)		1口当たりの純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第19期(2008年3月17日)	1,683,384,433	(同左)	1.1914	(同左)
第20期(2008年9月16日)	1,365,409,385	(同左)	1.0707	(同左)
第21期(2009年3月16日)	710,410,210	(同左)	0.6176	(同左)
第22期(2009年9月15日)	945,535,900	(同左)	0.9805	(同左)
第23期(2010年3月15日)	867,340,015	(同左)	0.9907	(同左)
第24期(2010年9月15日)	784,969,327	(同左)	0.9198	(同左)
第25期(2011年3月15日)	798,075,787	(同左)	0.9865	(同左)
第26期(2011年9月15日)	642,151,814	(同左)	0.7614	(同左)
第27期(2012年3月15日)	768,329,226	(同左)	0.9621	(同左)
第28期(2012年9月18日)	687,939,858	(同左)	0.9482	(同左)
第29期(2013年3月15日)	793,631,094	(同左)	1.2656	(同左)
第30期(2013年9月17日)	1,289,052,835	(同左)	1.4327	(同左)
第31期(2014年3月17日)	3,463,674,577	3,698,243,658	1.4766	1.5766
第32期(2014年9月16日)	4,325,137,992	(同左)	1.5033	(同左)
第33期(2015年3月16日)	3,957,313,785	(同左)	1.6414	(同左)
第34期(2015年9月15日)	4,639,029,918	(同左)	1.5900	(同左)
第35期(2016年3月15日)	4,431,022,067	(同左)	1.4305	(同左)
第36期(2016年9月15日)	3,160,923,823	(同左)	1.2499	(同左)
第37期(2017年3月15日)	3,254,732,437	(同左)	1.4313	(同左)
第38期(2017年9月15日)	6,780,330,594	(同左)	1.5982	(同左)
2016年9月末現在	3,133,565,988		1.2601	
2016年10月末現在	3,098,465,532		1.2397	
2016年11月末現在	3,139,974,025		1.2897	
2016年12月末現在	3,230,059,827		1.3889	
2017年1月末現在	3,206,420,422		1.4023	
2017年2月末現在	3,125,522,811		1.3882	
2017年3月末現在	3,299,171,268		1.4266	
2017年4月末現在	3,501,898,047		1.4935	
2017年5月末現在	5,298,657,765		1.5373	
2017年6月末現在	6,455,299,813		1.5450	
2017年7月末現在	6,531,994,678		1.5675	
2017年8月末現在	6,558,521,907		1.5481	
2017年9月末現在	6,707,812,995		1.6321	

【分配の推移】

	1口当たりの分配金(円)
第19期	
第20期	
第21期	
第22期	
第23期	
第24期	
第25期	
第26期	
第27期	
第28期	
第29期	
第30期	
第31期	0.1000
第32期	
第33期	
第34期	
第35期	
第36期	
第37期	
第38期	

【収益率の推移】

	収益率(%)
第19期	18.7
第20期	10.1
第21期	42.3
第22期	58.8
第23期	1.0
第24期	7.2
第25期	7.3
第26期	22.8
第27期	26.4
第28期	1.4
第29期	33.5
第30期	13.2
第31期	10.0
第32期	1.8
第33期	9.2
第34期	3.1
第35期	10.0
第36期	12.6
第37期	14.5
第38期	11.7

(注) 収益率とは、計算期間末の基準価額(分配の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数です。

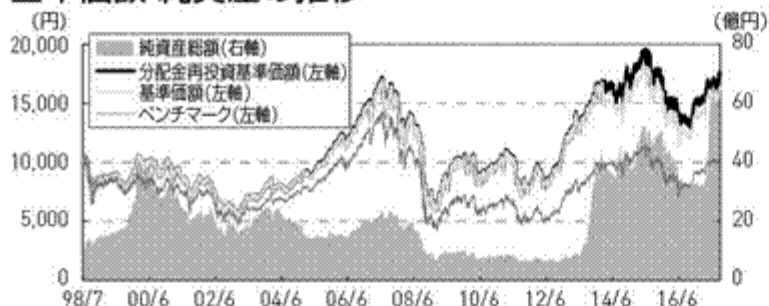
(4) 【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)	発行済数量(口)
第19期	174,417,740	186,561,482	1,412,934,714
第20期	83,896,069	221,621,269	1,275,209,514
第21期	70,152,456	195,033,105	1,150,328,865
第22期	23,619,853	209,575,518	964,373,200
第23期	70,929,624	159,803,406	875,499,418
第24期	76,819,103	98,894,102	853,424,419
第25期	35,708,216	80,126,339	809,006,296
第26期	85,398,523	51,024,929	843,379,890
第27期	23,275,313	68,027,667	798,627,536
第28期	32,950,466	106,080,261	725,497,741
第29期	43,274,856	141,695,950	627,076,647
第30期	375,263,196	102,596,945	899,742,898
第31期	2,922,665,845	1,476,717,931	2,345,690,812
第32期	1,113,349,581	581,946,659	2,877,093,734
第33期	1,001,597,773	1,467,741,250	2,410,950,257
第34期	1,554,293,136	1,047,524,090	2,917,719,303
第35期	524,562,753	344,805,979	3,097,476,077
第36期	70,756,219	639,271,862	2,528,960,434
第37期	160,450,841	415,484,597	2,273,926,678
第38期	2,338,681,570	370,235,225	4,242,373,023

(参考情報)

運用実績（2017年9月29日現在）

基準価額・純資産の推移



※基準価額および分配金再投資基準価額は信託報酬控除後の値です。信託報酬等については、後述の「ファンドの費用」をご覧ください。
 ※分配金再投資基準価額は、税引前分配金を再投資したものととして算出しています。
 ※ベンチマークは設定時を10,000として指数化しています。

分配の推移

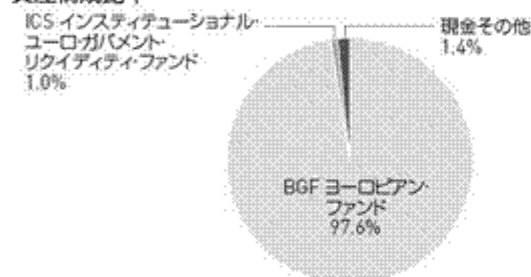
設定来累計		1,100円
第34期	2015年9月	0円
第35期	2016年3月	0円
第36期	2016年9月	0円
第37期	2017年3月	0円
第38期	2017年9月	0円

※ 分配金は税引前、1万口当たり

主要な資産の状況

※組入上位10銘柄、国別構成比率ならびに業種別構成比率の状況は、当ファンドの主要投資対象ファンドである「BGF ヨーロピアン・ファンド」の運用状況です。比率は「BGF ヨーロピアン・ファンド」の純資産総額に対する割合です。

資産構成比率

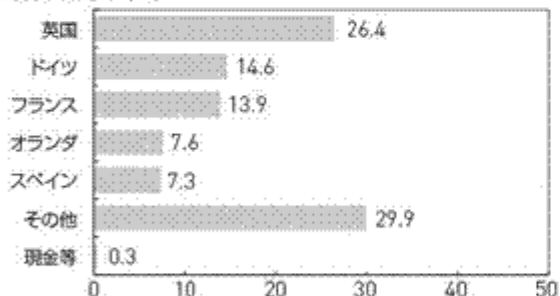


※比率は対純資産総額。
 ※四捨五入の関係で合計が100%にならない場合があります。

組入上位10銘柄(%)

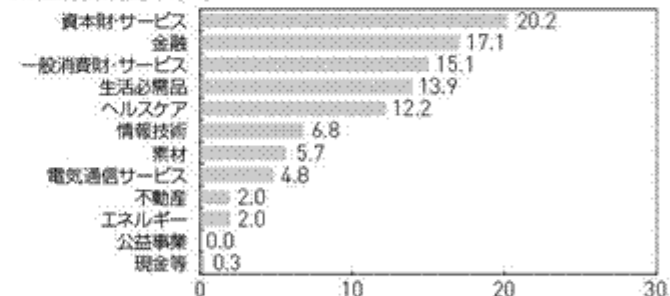
銘柄名	比率
1 BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC	3.5
2 BANCO SANTANDER SA	2.8
3 BAYER AG	2.7
4 KERING SA	2.7
5 VINCI SA	2.6
6 CRH PLC	2.5
7 COMPAGNIE FINANCIERE RICHEMONT SA	2.5
8 ING GROEP NV	2.5
9 INTESA SANPAOLO SPA	2.4
10 KBC GROEP NV	2.3

国別構成比率(%)



※四捨五入の関係で合計が100%にならない場合があります。

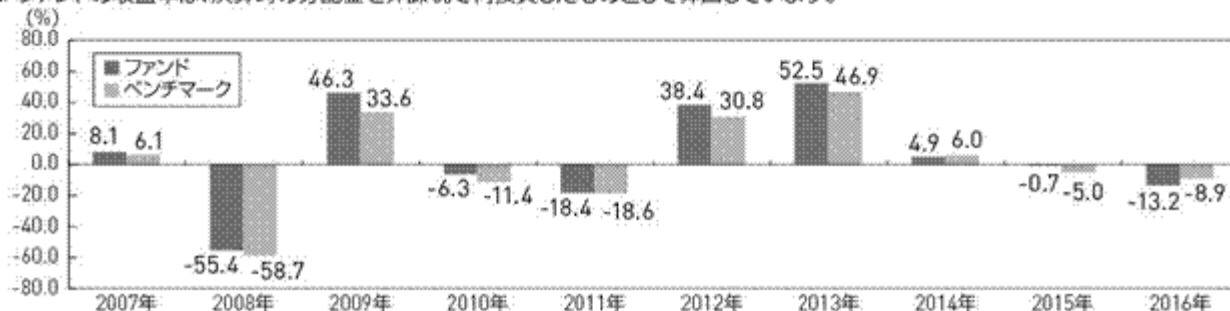
業種別構成比率(%)



年間収益率の推移

※ 直近10年間の年間収益率の推移です。

※ ファンドの収益率は、決算時の分配金を非課税で再投資したものととして算出しています。



※ 運用実績・データ等は作成日現在および過去のものであり、今後の運用成果を保証するものではありません。

※ ベンチマークはあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。

※ ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページにて開示しております。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(1) 購入方法

受益権の投資者は、販売会社との間で有価証券の取引に関する契約を締結します。販売会社は有価証券の取引にかかわる約款を投資者に交付し、投資者は当該約款に基づく取引口座の設定を申込み旨の申込書を提出します。また、当該販売会社との間で、「累積投資約款^{*}」にしたがって累積投資契約を締結します。

^{*} 販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

投資者は販売会社に、購入と同時にまたは予め当該投資者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該投資者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該購入の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該投資者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(2) 申込期間

ファンドの購入は、申込期間における販売会社の各営業日に、販売会社の本・支店、営業所等でお受けしています。なお、申込期間は、有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(3) 受付時間

購入の受付は、申込期間中の午後3時までに受付けたものを当日のお申込みとします。ただし、受付時間は販売会社によって異なることがあります。詳細は販売会社にお問い合わせください。受付時間を過ぎてのお申込みは翌営業日の取扱いとします。

販売会社につきましては、下記にお問い合わせください。

ブラックロック・ジャパン株式会社

電話番号：03-6703-4300（受付時間 営業日の9：00～17：00）

ホームページアドレス：www.blackrock.com/jp/

(4) 購入不可日

ルクセンブルグの銀行の休業日、12月24日、その他主要投資対象ファンドの受付不可日のいずれかに該当する場合には、販売会社の営業日であってもお申込みは受けません。詳細は販売会社にお問い合わせください。

(5) 購入単位

1万円以上1円単位とします。

なお、販売会社によって異なる購入単位を別に定める場合があります。詳細は販売会社にお問い合わせください。

ただし、収益分配金再投資の場合は1円単位とします。

(6) 購入価額

受益権の購入価額は、購入受付日の翌営業日の基準価額とします。なお、購入価額には購入時手数料は含まれておりません。

(7) 購入時手数料

購入時手数料は、購入受付日の翌営業日の基準価額の3.24%（税抜3.00%）を上限として、販売会社が独自に定めることができます。

詳細は販売会社にお問い合わせください。

なお、購入時手数料には消費税等相当額が含まれています。

累積投資契約に基づく収益分配金の再投資は無手数料となります。

(8) 購入代金のお支払い

投資者は、販売会社が定める日までに当ファンドの購入代金を販売会社に支払うものとします。購入時手数料は購入代金から差し引かれます。

(9) 購入の受付の中止、既に受付けた申込の受付の取消

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、受益権の購入の受付を中止することおよび既に受付けた購入の受付を取り消すことができます。

2【換金（解約）手続等】

(1) 換金の申込と受付

投資者は、自己に帰属する受益権について、委託会社に1口以上1口単位をもって換金の申込をすることができません。なお、販売会社によって異なる換金単位を別に定める場合があります。詳細は販売会社にお問い合わせください。

投資者が換金の申込をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。換金の申込の受付は、午後3時までとなっております。ただし、受付時間は販売会社によって異なる場合があります。詳細は販売会社にお問い合わせください。受付時間を過ぎても換金の申込は翌営業日の取扱いとします。

(2) 換金不可日

ルクセンブルクの銀行の休業日、12月24日、その他主要投資対象ファンドの受付不可日のいずれかに該当する場合には、販売会社の営業日であっても換金の申込は受けません。詳細は販売会社にお問い合わせください。

(3) 換金価額

換金価額は、換金受付日の翌営業日の基準価額とします。なお手取額は、換金受付日の翌営業日の基準価額から所得税および地方税を差し引いた金額となります。

ファンドの換金価額等につきましては販売会社または下記にお問い合わせることにより知ることができます。

ブラックロック・ジャパン株式会社

電話番号： 03-6703-4300（受付時間 営業日の9：00～17：00）

(4) 換金受付の制限

信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金には制限があります。詳細は販売会社にお問い合わせください。

(5) 換金代金のお支払い

換金代金は、原則として換金受付日から起算して6営業日目から販売会社においてお支払いします。

(6) 換金の申込の受付中止および取消

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、換金の申込の受付を中止することおよび既に受付けた換金の申込の受付を取り消すことができます。換金の申込の受付が中止された場合には、投資者は当該受付中止以前に行った当日の換金の申込を撤回できません。ただし、投資者がその換金の申込を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金の申込を受付けたものとします。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額（1万口当り）は委託会社の営業日に毎日算出されます。投資者は、販売会社または下記に問い合わせることにより知ることができます。

また、日々の基準価額（1万口当り）は翌日の日本経済新聞に掲載されております。ファンド名は「欧州株式」と省略されて記載されております。

当ファンドの主たる投資対象の評価方法は以下の通りです。

投資信託証券：金融商品取引所（海外取引所を含む）に上場されているものは、当該取引所における計算日の最終相場（海外取引所に上場されているものについては、計算日に知りうる直近の最終相場）で評価します。金融商品取引所に上場されていないものは、第一種金融商品取引業者、銀行等の提示する価格（原則として、計算日に知りうる直近の日の純資産価格）で評価します。

ブラックロック・ジャパン株式会社

電話番号：03-6703-4300（受付時間 営業日の9：00～17：00）

ホームページアドレス：www.blackrock.com/jp/

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

この信託の期間は、無期限とします。

(4)【計算期間】

計算期間は毎年3月16日から9月15日までおよび9月16日から翌年3月15日までとすることを原則とします。各計算期間終了日に該当する日が休業日のときは該当日の翌営業日を計算期間の終了日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5)【その他】

ファンドの償還条件等

a．委託会社は、このファンドを償還することが投資者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、このファンドを償還させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、償還しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

b．委託会社は、換金することにより、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、このファンドを償還させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、償還しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

c．a．およびb．の場合において、委託会社は、この事項について、あらかじめ償還しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる投資者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての投資者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

- d . c . の公告および書面には、投資者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べる旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- e . d . の一定の期間内に異議を述べた投資者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、
a . および b . のファンドの償還を行いません。
- f . 委託会社は、このファンドの償還をしないこととしたときは、償還しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる投資者に対して交付します。ただし、全ての投資者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- g . d . ~ f . までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、
d . の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- h . 委託会社は、監督官庁よりこのファンドの償還の命令を受けたときはその命令に従い、ファンドを償還させます。
- i . 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社はこのファンドを償還させます。
- j . i . にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「 信託約款の変更 d . 」に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- k . 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または投資者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の変更の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこのファンドを償還させます。

信託約款の変更

- a . 委託会社は、投資者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは受託会社と合意の上、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- b . 委託会社は、前記の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる投資者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての投資者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- c . b . の公告および書面には、投資者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べる旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- d . c . の一定の期間内に異議を述べた投資者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託約款の変更を行いません。

- e．委託会社は、この信託約款の変更を行わないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる投資者に対して交付します。ただし、全ての投資者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- f．委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは上記の規定にしたがいま

運用報告書の作成

毎決算時および償還時に、委託会社が期間中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した「交付運用報告書」を作成し、販売会社からあらかじめお申し出いただいた方法にて知れている受益者にお届けいたします。

信託事務の委託

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

関係法人との契約の更改等に関する手続

「受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」の期間は1年とし、委託会社、販売会社いずれからも別段の意思表示のないときは、自動的に1年間延長されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様です。

公告

委託会社が投資者に対してする公告は日本経済新聞に掲載します。

4【受益者の権利等】

当ファンドの受益者（投資者）の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金受領権

投資者は、委託会社の決定した収益分配金を、持ち分に応じて委託会社から受領する権利を有します。

受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に支払われます。

販売会社は、累積投資契約に基づき、投資者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2) 償還金受領権

投資者は、委託会社の決定した償還金を、持ち分に応じて委託会社から受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して5営業日以内）に償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている投資者（償還日以前において換金が行われた受益権にかかる投資者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として投資者とします。）にお支払いを開始します。なお、当該投資者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

償還金の支払いは、販売会社において行います。

投資者が、償還金について支払開始日から10年間支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属するものとします。

(3) 受益権の換金請求権

投資者は、自己に帰属する受益権について、委託会社に換金を請求する権利を有します。

換金代金は、投資者の請求を受け付けた日から起算して、原則として6営業日目から投資者に支払います。

換金の請求を行う投資者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該投資者の請求に係るこのファンドの換金を委託会社が行うのと引き換えに、当該換金に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

(4) 反対者の買取請求権

ファンドの償還または信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた投資者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(5) 帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

投資者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧・謄写を請求することができます。

第3 【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)及び同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第38期計算期間(平成29年3月16日から平成29年9月15日まで)の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【ブラックロック欧州株式オープン】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第37期 (平成29年3月15日現在)	第38期 (平成29年9月15日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	33,232,247	116,166,173
投資証券	3,259,455,663	6,712,044,267
流動資産合計	3,292,687,910	6,828,210,440
資産合計	3,292,687,910	6,828,210,440
負債の部		
流動負債		
未払解約金	9,403,967	46,831
未払受託者報酬	1,359,553	2,277,724
未払委託者報酬	27,191,953	45,555,291
流動負債合計	37,955,473	47,879,846
負債合計	37,955,473	47,879,846
純資産の部		
元本等		
元本	2,273,926,678	4,242,373,023
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	980,805,759	2,537,957,571
（分配準備積立金）	121,536,169	175,864,434
元本等合計	3,254,732,437	6,780,330,594
純資産合計	3,254,732,437	6,780,330,594
負債純資産合計	3,292,687,910	6,828,210,440

(2)【損益及び剰余金計算書】

	(単位：円)	
	第37期 (自 平成28年 9月16日 至 平成29年 3月15日)	第38期 (自 平成29年 3月16日 至 平成29年 9月15日)
営業収益		
受取配当金	263,353	239,737
有価証券売買等損益	457,905,635	547,475,510
為替差損益	1,949,139	4,065,989
営業収益合計	460,118,127	551,781,236
営業費用		
受託者報酬	1,359,553	2,277,724
委託者報酬	27,191,953	45,555,291
その他費用	20,016	100,364
営業費用合計	28,571,522	47,933,379
営業利益又は営業損失（ ）	431,546,605	503,847,857
経常利益又は経常損失（ ）	431,546,605	503,847,857
当期純利益又は当期純損失（ ）	431,546,605	503,847,857
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	35,701,778	21,958,181
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	631,963,389	980,805,759
剰余金増加額又は欠損金減少額	57,199,228	1,248,778,680
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	57,199,228	1,248,778,680
剰余金減少額又は欠損金増加額	104,201,685	173,516,544
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	104,201,685	173,516,544
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	980,805,759	2,537,957,571

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

投資証券は移動平均法に基づき、原則として以下の通り時価評価しております。

(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券

金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として当該取引所等における計算期間末日において知りうる直近の最終相場で評価しております。

(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券

当該有価証券については、原則として、金融機関の提示する価額又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。

(3) 時価が入手できなかった有価証券

適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

2 デリバティブの評価基準及び評価方法

為替予約取引

個別法に基づき、原則としてわが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。

3 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債の円換算については原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。

4 収益及び費用の計上基準

(1) 受取配当金の計上基準

受取配当金は原則として、投資証券の配当落ち日に予想配当金額を計上し、入金金額との差額についてはそれぞれ入金時に計上しております。

(2) 有価証券売買等損益及び為替予約取引による為替差損益の計上基準

約定日基準で計上しております。

5 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 外貨建資産等の会計処理

外貨建資産等については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第37期 (平成29年3月15日現在)	第38期 (平成29年9月15日現在)
1 当該計算期間の末日における受益権総数	2,273,926,678口	4,242,373,023口
2 1口当たり純資産額	1.4313円	1.5982円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第37期 (自平成28年9月16日 至平成29年3月15日)	第38期 (自平成29年3月16日 至平成29年9月15日)
分配金の計算過程	第37期計算期末における、費用控除後の配当等収益(245,109円)、費用控除及び繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(有価証券売買等損益相当額)(0円)、収益調整金(その他収益調整金)(1,925,608,752円)、分配準備積立金(121,291,060円)により、分配対象収益は2,047,144,921円となりましたが、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案し、当期は分配を見合わせました。	第38期計算期末における、費用控除後の配当等収益(215,770円)、費用控除及び繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(66,398,149円)、収益調整金(有価証券売買等損益相当額)(0円)、収益調整金(その他収益調整金)(3,710,015,737円)、分配準備積立金(109,250,515円)により、分配対象収益は3,885,880,171円となりましたが、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案し、当期は分配を見合わせました。

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

1 金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券は投資証券であります。

当ファンドの主な投資リスクとして、「欧州株式投資のリスク」、「為替変動リスク」、「中小型株式投資のリスク」、「債券投資のリスク」、「デリバティブ取引のリスク」等があります。

当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。為替予約取引は、外貨建有価証券の売買の決済等に伴い必要となる外貨の売買の為に、その受渡日までの数日間の為替予約を利用しております。なお、当ファンドは外貨建資産の為替変動リスクの低減を目的としており、投機を目的とする為替予約は行わない方針であります。為替予約取引に係る主要なリスクは、為替相場の変動による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変化により損失が発生する信用リスクであります。

3 金融商品に係るリスク管理体制

(1) 市場リスクの管理

ブラックロックソリューション・グリーンパッケージプロダクションチームが日次で計測し、運用部、その他の関係部署等にレポートをイントラネットで配信しております。また、運用ガイドラインのモニタリングはポートフォリオ・コンプライアンスチームが行っており、ガイドライン等を逸脱していた場合、関係部署へ報告され、適切な調整を行います。

(2) 信用リスクの管理

ファンダメンタル債券運用部により、国内債券の個別信用リスク及び銘柄間の相対価値については独自の定量・定性分析等を行っております。外国債券銘柄等については、社内のリサーチ・データベースによりグローバル・クレジット・チームとの情報・分析結果を共有しております。

(3) 取引先リスクの管理

リスク・クオンツ分析部は当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームと共に既存の承認済み取引先の信用悪化のモニタリングを行っており、取引先のデフォルトに対する取引先リスク、発行体リスクのファンドへの影響を分析しております。また、新規取引先の承認に際しては、リスク・クオンツ分析部が新規取引先申請の内容に問題がないかどうか確認を行い、当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームへ申請を行っております。

また、毎月開催される投資委員会では、リスク管理・運用分析手法等について審議を行っております。

金融商品の時価等に関する事項

第37期 (平成29年3月15日現在)	第38期 (平成29年9月15日現在)
<p>1 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>2 時価の算定方法 (1) 有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p> <p>3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>4 金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 金銭債権については全て1年以内に償還予定であります。</p>	<p>1 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左</p> <p>2 時価の算定方法 (1) 有価証券 同左 (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左</p> <p>3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 同左</p> <p>4 金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 同左</p>

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

1 期中元本変動額

項目	第37期 (平成29年3月15日現在)	第38期 (平成29年9月15日現在)
期首元本額	2,528,960,434円	2,273,926,678円
期中追加設定元本額	160,450,841円	2,338,681,570円
期中一部解約元本額	415,484,597円	370,235,225円

2 有価証券関係

第37期(平成29年3月15日現在)

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
投資証券	431,351,010
合計	431,351,010

第38期(平成29年9月15日現在)

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
投資証券	547,531,004
合計	547,531,004

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	日本円	ブラックロック・グローバル・ファンズ ヨーロピアン・ファンド クラスX投資証券	388,339	6,644,481,487	
	日本円 小計		388,339	6,644,481,487	
	ユーロ	インスティテューショナル・キャッシュ・シリーズplc インスティテューショナル・ユーロ・ガバメント・リクイディティ・ファンド エージェンシークラス投資証券	5,120.060	514,646.410	
	ユーロ 小計		5,120.060	514,646.410 (67,562,780)	
投資証券 合計				6,712,044,267 (67,562,780)	
合計				6,712,044,267 (67,562,780)	

(注1) 投資証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

(注2) 1 各種通貨毎の小計の欄における()内の金額は、邦貨換算額であります。

2 合計欄における()内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示していません。

3 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入投資証券時価比率	合計金額に対する比率
ユーロ	投資証券 1銘柄	100.0%	100.0%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考情報)

同ファンドは、「ブラックロック・グローバル・ファンズ ヨーロピアン・ファンド クラスX投資証券」及び「インスティテューショナル・キャッシュ・シリーズplc インスティテューショナル・ユーロ・ガバメント・リクイディティ・ファンド エージェンシークラス投資証券」(以下、両者を併せて「同ファンド」という。)を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された投資証券は、すべて同ファンドの投資証券であります。同ファンドの状況は以下のとおりであります。

なお、以下に記載した情報は監査意見の対象外です。

同ファンドの状況

- (1)「ブラックロック・グローバル・ファンズ ヨーロピアン・ファンド クラスX投資証券」は、ルクセンブルグにおいて設立されたオープンエンド型投資法人が発行するファンドであり、当該ファンドの現時点で日本語に翻訳された直近の情報は、2017年2月28日に終了する中間計算期間(2016年9月1日から2017年2月28日まで)に係る中間財務書類であります。

当該中間財務書類は、当該ファンドを含む「ブラックロック・グローバル・ファンズ」の2017年2月28日現在の中間財務書類のうち、当該ファンドにかかる部分を、委託会社において抜粋し、その原文を翻訳したものです。なお、中間財務書類に含まれる「投資有価証券明細表」の銘柄については原文通り英語表記で行っております。なお、ルクセンブルグにおける独立監査人の監査を受けておりません。

- (2)「インスティテューショナル・キャッシュ・シリーズplc インスティテューショナル・ユーロ・ガバメント・リクイディティ・ファンド エージェンシークラス投資証券」は、アイルランドにおいて設立されたオープンエンド型投資法人が発行するファンドであり、当該ファンドの現時点で日本語に翻訳された直近の情報は、2017年3月31日に終了する中間計算期間(2016年10月1日から2017年3月31日まで)に係る中間財務書類であります。

当該中間財務書類は、当該ファンドを含む「インスティテューショナル・キャッシュ・シリーズplc」の2017年3月31日現在の中間財務書類のうち、当該ファンドにかかる部分を、委託会社において抜粋し、その原文を翻訳したものです。なお、中間財務書類に含まれる「投資有価証券明細表」の銘柄については原文通り英語表記で行っております。なお、アイルランドにおける独立監査人の監査を受けておりません。

純資産計算書 2017年2月28日現在（未監査）

	注記	ヨーロピアン・ファンド
		ユーロ
資産		
投資有価証券 - 取得原価		2,767,814,965
未実現評価益		220,382,763
投資有価証券 - 時価	2 (a)	2,988,197,728
銀行預金	2 (a)	27,477,547
未収利息および未収配当金	2 (a)	5,289,815
売却投資有価証券未収金	2 (a)	41,391,097
販売投資証券未収金	2 (a)	1,982,525
以下に係る未実現評価益：		
未決済先渡為替予約	2 (c)	5,927,249
その他の資産	2 (a, c)	1,201,348
資産合計		3,071,467,309
負債		
銀行からの借入金	2 (a)	47
購入投資有価証券未払金	2 (a)	2,292,658
買戻し投資証券未払金	2 (a)	54,555,155
その他の負債	5, 6, 7, 8	3,634,060
負債合計		60,481,920
純資産合計		3,010,985,389

添付の注記は、これらの財務書類の不可分の一部である。

3 会計年度末および当中間会計期間末における純資産価額の概要 2017年2月28日現在(未監査)

ヨーロッパ・ファンド

	通貨	2017年 2月28日現在	2016年 8月31日現在	2015年 8月31日現在	2014年 8月31日現在
純資産合計	ユーロ	3,010,985,389	3,637,373,585	5,303,137,276	5,299,734,340
以下の1口当たり純資産価額:					
クラスA 毎年分配型投資証券	ユーロ	103.55	97.79	107.08	95.69
クラスA 毎年分配英国報告型投資証券	英ポンド	88.71	83.59	78.46	76.39
クラスA 無分配投資証券	ユーロ	108.62	102.58	111.40	98.98
クラスA 豪ドル・ヘッジ無分配投資証券	豪ドル	11.17	10.44	11.21	9.87
クラスA カナダ・ドル・ヘッジ無分配投資証券	カナダ・ドル	10.72	10.09	10.99	9.80
クラスA 中国人民元ヘッジ無分配投資証券	中国人民元	92.59	85.31	89.76	-
クラスA 英ポンド・ヘッジ無分配投資証券	英ポンド	10.60	10.01	10.98	9.77
クラスA 香港ドル・ヘッジ無分配投資証券	香港ドル	15.37	14.46	15.78	14.12
クラスA ニュージーランド・ドル・ヘッジ無分配投資証券	ニュージーランド・ドル	11.51	10.74	11.43	9.91
クラスA シンガポール・ドル・ヘッジ無分配投資証券	シンガポール・ドル	12.05	11.33	12.23	10.96
クラスA 米ドル・ヘッジ無分配投資証券	米ドル	15.49	14.54	15.81	14.15
クラスC 無分配投資証券	ユーロ	86.41	82.11	90.30	81.25
クラスD 毎年分配英国報告型投資証券	英ポンド	89.01	83.56	78.46	76.38
クラスD 無分配投資証券	ユーロ	118.08	111.10	119.76	105.60
クラスD 米ドル・ヘッジ無分配投資証券	米ドル	14.11	13.19	14.24	12.64
クラスD 無分配英国報告型投資証券	英ポンド	100.69	94.52	87.35	83.91
クラスE 無分配投資証券	ユーロ	99.37	94.08	102.68	91.69
クラスI 毎年分配英国報告型投資証券	英ポンド	11.42	10.69	-	-
クラスI 無分配投資証券	ユーロ	117.58	110.49	118.79	104.48
クラスI 米ドル・ヘッジ無分配投資証券	米ドル	11.14	10.41	-	-
クラスX 無分配投資証券	ユーロ	123.44	115.57	123.32	107.65

価格は各投資証券クラスの取引通貨で設定される。2種類以上の取引通貨が入手可能な当該投資証券クラスでは、各投資証券クラスの基準通貨が表示されている。追加の取引通貨額は評価時点の関連する直物為替レートで当該額を換算することによって算定される。

損益および純資産変動計算書 2017年2月28日に終了した会計期間(未監査)

	注記	ヨーロピアン・ファンド
		ユーロ
期首純資産		3,637,373,585
収益		
配当金、源泉徴収税控除後	2 (b)	35,010,858
有価証券貸付	2 (b)	77,443
収益合計	2 (b)	35,088,301
費用		
銀行利息	2 (b)	127,747
管理事務代行報酬	7	3,343,599
保管および預託報酬	2 (h), 8	195,055
販売報酬	6	529,194
税金	9	644,733
投資運用報酬	5	17,806,692
費用合計		22,647,020
純利益		12,441,281
以下に係る実現純評価益/(損) :		
投資有価証券	2 (a)	32,397,334
先渡為替予約	2 (c)	32,929,445
その他の取引に係る外国通貨	2 (i)	(3,102,196)
当期実現純評価益		62,224,583
以下に係る未実現評価益/(損)の純変動額 :		
投資有価証券	2 (a)	137,873,096
先渡為替予約	2 (c)	11,409,361
その他の取引に係る外国通貨	2 (i)	(54,480)
当期末実現評価益/(損)の純変動		149,227,977
運用成績による純資産の増加		223,893,841
資本の変動		
投資証券発行による正味受取額		414,100,657
投資証券買戻しによる正味支払額		(1,264,382,694)
資本の変動による純資産の減少		(850,282,037)
期末純資産		3,010,985,389

添付の注記は、これらの財務書類の不可分の一部である。

発行済投資証券口数変動表 2017年2月28日に終了した会計期間(未監査)

ヨーロッパ・ファンド

	期首発行済 投資証券口数	当期発行 投資証券口数	当期買戻し 投資証券口数	期末発行済 投資証券口数
クラスA 毎年分配型投資証券	223,439	50,996	128,855	145,580
クラスA 毎年分配英国報告型投資証券	22,891	56	7,027	15,920
クラスA 無分配投資証券	11,420,451	711,656	4,271,334	7,860,773
クラスA 豪ドル・ヘッジ無分配投資証券	994,385	30,410	260,865	763,930
クラスA カナダ・ドル・ヘッジ 無分配投資証券	318,434	1,430	38,727	281,137
クラスA 中国人民元ヘッジ無分配投資証券	306	-	-	306
クラスA 英ポンド・ヘッジ無分配投資証券	583,122	15,528	98,400	500,250
クラスA 香港ドル・ヘッジ無分配投資証券	31,807,864	644,133	9,492,703	22,959,294
クラスA ニュージーランド・ドル・ヘッジ 無分配投資証券	455,795	12,647	151,697	316,745
クラスA シンガポール・ドル・ヘッジ 無分配投資証券	2,542,213	16,600	440,598	2,118,215
クラスA 米ドル・ヘッジ無分配投資証券	56,797,616	1,369,695	15,313,239	42,854,072
クラスC 無分配投資証券	456,324	15,310	90,370	381,264
クラスD 毎年分配英国報告型投資証券	7,181	1,443	43	8,581
クラスD 無分配投資証券	215,794	37,525	109,238	144,081
クラスD 米ドル・ヘッジ無分配投資証券	5,802,701	618,436	3,058,759	3,362,378
クラスD 無分配英国報告型投資証券	7,937,822	423,486	3,143,430	5,217,878
クラスE 無分配投資証券	1,477,974	20,119	266,236	1,231,857
クラスI 毎年分配英国報告型投資証券	27,227	4,573	27,216	4,584
クラスI 無分配投資証券	2,017,446	1,313,448	726,468	2,604,426
クラスI 米ドル・ヘッジ無分配投資証券	500	-	-	500
クラスX 無分配投資証券	2,026,712	931,832	552,165	2,406,379

ヨーロッパ・ファンド

投資有価証券明細表 2017年2月28日現在(未監査)

公認の証券取引所に上場されているまたはその他の規制市場で取引されている譲渡可能な有価証券および短期金融商品

保有高	銘柄	時価 (ユーロ)	純資産比率 (%)
普通/優先株式			
ベルギー			
884,243	KBC Group NV	51,029,663	1.70
1,004,004	Telenet Group Holding NV	53,402,973	1.77
		104,432,636	3.47
デンマーク			
2,037,888	Danske Bank A/S	63,932,230	2.12
572,311	DSV A/S	26,523,591	0.88
1,175,412	Nets A/S	18,674,587	0.62
111,627	Pandora A/S*	11,968,468	0.40
		121,098,876	4.02
フィンランド			
636,652	Wartsila OYJ Abp	30,820,323	1.02
フランス			
2,849,994	AXA SA	63,355,366	2.10
695,828	BNP Paribas SA	38,138,333	1.27
228,172	Kering	52,650,689	1.75
291,987	Pernod Ricard SA*	31,738,987	1.05
683,776	Renault SA	57,225,213	1.90
446,560	Schneider Electric SE	28,521,787	0.95
365,013	Teleperformance	38,125,608	1.27
429,528	Thales SA	39,606,777	1.31
877,177	Vinci SA	59,542,775	1.98
		408,905,535	13.58
ドイツ			
331,585	Bayer AG	34,468,261	1.15
314,662	Continental AG	60,320,705	2.00
1,942,775	Deutsche Wohnen AG*	62,916,768	2.09
991,197	Fresenius Medical Care AG & Co KGaA*	77,977,468	2.59
845,020	Fresenius SE & Co KGaA	63,317,349	2.10
662,666	Merck KGaA	68,387,131	2.27
2,053,159	Schaeffler AG (Pref)	30,407,285	1.01
459,523	Scout24 AG	15,233,188	0.51
		413,028,155	13.72
アイルランド			
140,898,450	Bank of Ireland	32,265,745	1.07
2,038,456	CRH Plc	65,311,172	2.17
		97,576,917	3.24

公認の証券取引所に上場されているまたはその他の規制市場で取引されている譲渡可能な有価証券および短期金融商品(続き)

保有高	銘柄	時価 (ユーロ)	純資産比率 (%)
ジャージー			
624,481	Randgold Resources Ltd	54,963,625	1.83
1,587,062	Shire Plc	90,837,182	3.02
1,981,973	WPP Plc	44,093,087	1.46
		189,893,894	6.31
ルクセンブルグ			
3,555,868	Tenaris SA	55,009,278	1.83
オランダ			
291,215	ASML Holding NV*	33,373,239	1.11
4,321,382	ING Groep NV	55,572,973	1.85
837,447	Koninklijke DSM NV	51,611,859	1.71
24,831,722	Koninklijke KPN NV	66,325,529	2.20
638,409	NN Group NV	18,663,887	0.62
6,884,947	Steinhoff International Holdings NV*	34,920,451	1.16
464,425	Unilever NV	20,778,374	0.69
		281,246,312	9.34
ノルウェー			
4,656,659	Norsk Hydro ASA	24,554,565	0.81
スペイン			
6,363,073	Banco Santander SA	32,674,380	1.08
7,114,767	Telefonica SA	68,806,912	2.29
		101,481,292	3.37
スウェーデン			
1,478,870	Assa Abloy AB 'B'	27,218,857	0.90
1,012,475	Hennes & Mauritz AB 'B'*	25,244,729	0.84
1,857,367	Hexagon AB 'B'*	70,097,038	2.33
625,490	Lundin Petroleum AB*	12,054,542	0.40
5,323,886	Volvo AB 'B'	65,732,509	2.18
		200,347,675	6.65
スイス			
663,650	Cie Financiere Richemont SA	45,958,042	1.53
46,932	Geberit AG	19,090,526	0.63
3,517	Sika AG	18,658,692	0.62
		83,707,260	2.78
英国			
1,550,322	Associated British Foods Plc	47,489,820	1.58
1,154,341	AstraZeneca Plc	63,030,759	2.09
5,586,730	Auto Trader Group Plc*	25,820,792	0.86
8,965,363	BAE Systems Plc	66,344,157	2.20
1,474,094	BHP Billiton Plc	22,300,794	0.74
1,858,580	British American Tobacco Plc	110,660,815	3.68
2,004,988	Imperial Brands Plc	89,351,288	2.97

公認の証券取引所に上場されているまたはその他の規制市場で取引されている譲渡可能な有価証券および短期金融商品(続き)

保有高	銘柄	時価 (ユーロ)	純資産比率 (%)
英国(続き)			
5,282,626	John Wood Group Plc*	46,649,853	1.55
57,802,974	Lloyds Banking Group Plc	46,462,195	1.54
1,428,783	London Stock Exchange Group Plc	51,310,542	1.70
7,958,191	Merlin Entertainments Plc	45,880,873	1.52
2,098,879	Prudential Plc	39,469,517	1.31
758,942	Reckitt Benckiser Group Plc	65,196,106	2.17
810,095	Rio Tinto Plc	31,170,777	1.04
20,338	Royal Dutch Shell Plc 'B'	519,006	0.02
757,439	Unilever Plc	34,070,232	1.13
2,839,995	Weir Group Plc/The	62,715,276	2.08
8,671,918	Worldpay Group Plc	27,652,208	0.92
		876,095,010	29.10
普通/優先株式合計		2,988,197,728	99.24
公認の証券取引所に上場されているまたはその他の規制市場で取引されている 譲渡可能な有価証券および短期金融商品合計		2,988,197,728	99.24
投資有価証券合計		2,988,197,728	99.24
その他の純資産		22,787,661	0.76
純資産合計(ユーロ)		3,010,985,389	100.00

* 当証券のすべてまたは一部は貸付有価証券を表す。

添付の注記は、これらの財務書類の不可分の一部である。

未決済先渡為替予約 2017年2月28日現在

通貨	買予約	通貨	売予約	取引相手	期日	未実現評価益/(損) (ユーロ)
ヘッジを使用した豪ドル建投資証券クラス						
AUD	8,824,270	EUR	6,306,230	BNY Mellon	14/3/2017	79,255
EUR	195,558	AUD	270,213	BNY Mellon	14/3/2017	26
未実現純評価益						79,281
ヘッジを使用したカナダ・ドル建投資証券クラス						
CAD	3,058,064	EUR	2,178,805	BNY Mellon	14/3/2017	1,941
EUR	26,875	CAD	37,298	BNY Mellon	14/3/2017	278
未実現純評価益						2,219
ヘッジを使用した中国人民元建投資証券クラス						
CNY	28,718	EUR	3,911	BNY Mellon	14/3/2017	35
EUR	48	CNY	349	BNY Mellon	14/3/2017	-
未実現純評価益						35
ヘッジを使用した英ポンド建投資証券クラス						
EUR	263,996	GBP	223,774	BNY Mellon	14/3/2017	1,628
GBP	5,537,709	EUR	6,507,791	BNY Mellon	14/3/2017	(15,019)
未実現純評価損						(13,391)
ヘッジを使用した香港ドル建投資証券クラス						
EUR	1,966,907	HKD	16,183,722	BNY Mellon	14/3/2017	1,726
HKD	369,736,456	EUR	44,611,977	BNY Mellon	14/3/2017	285,043
未実現純評価益						286,769
ヘッジを使用したニュージーランド・ドル建投資証券クラス						
EUR	162,419	NZD	239,230	BNY Mellon	14/3/2017	(129)
NZD	3,892,359	EUR	2,622,357	BNY Mellon	14/3/2017	22,371
未実現純評価益						22,242
ヘッジを使用したシンガポール・ドル建投資証券クラス						
EUR	560,382	SGD	837,686	BNY Mellon	14/3/2017	(3,625)
SGD	26,418,550	EUR	17,463,321	BNY Mellon	14/3/2017	324,169
未実現純評価益						320,544
ヘッジを使用した米ドル建投資証券クラス						
EUR	45,099,565	USD	47,787,762	BNY Mellon	14/3/2017	66,159
USD	760,377,278	EUR	711,391,453	BNY Mellon	14/3/2017	5,163,391
未実現純評価益						5,229,550
未実現純評価益合計 (ユーロ建の基礎となるエクスポージャー - 845,668,082ユーロ)						5,927,249

添付の注記は、これらの財務書類の不可分の一部である。

金融デリバティブ商品の要約	未実現評価益 (ユーロ)
未決済先渡為替予約	5,927,249

業種別内訳 2017年2月28日現在

	純資産比率 (%)
金融	16.36
工業	15.40
一般消費財	15.34
消費者主要品	13.27
ヘルスケア	13.22
材料	8.92
情報技術	6.35
通信サービス	4.49
エネルギー	3.80
不動産	2.09
その他の純資産	0.76
	100.00

添付の注記は、これらの財務書類の不可分の一部である。

財務書類に対する注記

1. 組織

ブラックロック・グローバル・ファンズ（以下「当社」という。）は、オープンエンド型の変動資本投資法人（変動資本を有する会社型投資信託）としてルクセンブルク大公国の法律に基づき設立された公開有限責任会社（société anonyme）である。当社は、金融監督委員会（Commission de Surveillance du Secteur Financier、以下「CSSF」という。）により、2010年12月17日付の法律（随時、改正される）パートの規定に準拠した譲渡可能な有価証券への集団投資事業（以下「UCITS」という。）として認可され、当該法律によって規制されている。

当社は、分離された負債を有する個別の構成要素からなるアンブレラ構造である。各構成要素は他の構成要素から分離された負債を有し、当社は各構成要素の負債について第三者に対し全体として責任を負わない。各構成要素は、構成要素に該当する投資目的に従い管理され投資される個別の投資有価証券の組合せによって組成されている。

2017年2月28日現在、当社は70のサブファンド（以下それぞれを「ファンド」という。）における投資証券を発行しており、以下総称して「当ファンド」という。各ファンドは、それぞれ個別の資産プールである。各ファンドは、アペンディクスに詳述のとおり投資証券クラスに分類されており、それぞれ個別の投資証券により表象されている。

各投資証券クラスは当社に対して同等の権利を有しているが、特徴および手数料体系はそれぞれ異なる。これについては当社の英文目論見書において詳述されている。

2017年2月28日に終了した期間に生じた重要な事象

2016年10月6日付で、アレクサンダー C. ホクター・ダンカンとブルーノ・ロベリィが当社の取締役を退任した。

2016年10月17日付で、パリー・オドワイヤーとロバート・ヘイズが当社の取締役に任命された。

2016年1月12日付で、証券金融取引規制（規則（EU）2015/2365）（以下「SFTR」という。）が施行された。当ファンドは、2017年1月13日以降に公表する年次報告書および半期報告書より証券金融取引およびトータル・リターン・スワップ（以下「TRS」という。）の使用について詳細な開示を求められることになった。これにより、半期報告書の「補足情報」（訳注：原文の「Supplementary Information」）セクションにおいて開示項目が追加されている。

投資証券クラスの設定と再開

当期に設定または再開された投資証券クラスはアペンディクスに開示されている。

2. 重要な会計方針の要約

この財務書類は、ルクセンブルグの投資法人のためにルクセンブルグの関係官庁が規定した財務書類の作成に関連する法律および規制上の要件に準拠して作成されており、以下の重要な会計方針を含む。

(a) 投資有価証券およびその他の資産の評価

当社の投資有価証券およびその他の資産は以下のとおり評価されている。

- 公認の証券取引所に上場されているまたはその他の規制市場で取引されている譲渡可能な有価証券は、評価日における最新の入手可能な市場価格に基づき評価される。当該投資有価証券またはその他の資産が複数の証券取引所または規制市場で上場または取引されている場合、取締役会はその裁量により、評価目的でかかる証券取引所または規制市場のいずれか1つを選択することができる。一部のファンドの純資産価額の計算時に該当する市場が終了している場合、または政府が外国投資に財務または取引費用を課す場合に有価証券価額の相違が生じることがある。そのため、取締役は、これらの投資有価証券の公正価値を見積るために公正価値の評価技法を利用した。かかる有価証券およびデリバティブは、適格者（取締役）が決定する実現性の高い価額で評価される。公正価値評価プロセスに固有の不確実性により、これらの見積価額は、当該有価証券にとっての整備された市場が存在する場合に使用されたであろう価額や最終的に回収されうる価額と著しく異なる可能性がある。

- ・ 上場されていない有価証券、またはいかなる証券取引所もしくはその他の規制市場において売買もしくは取引されていない有価証券(クローズドエンド型ファンドの有価証券を含む)および評価額が入手できないその他の市場における上場または非上場有価証券、または取締役が、市場価格が公正市場価格を反映していないと判断した有価証券に関しては、取締役が、処分価格または取得価格の予測額に基づき、慎重かつ誠実に価値を決定する。
- ・ 有価証券貸付: 有価証券は貸付代理店の指示により第三者ブローカーに受渡しされるが、当ファンドのポートフォリオの一部として引き続き評価される。
- ・ 短期金融商品は、額面金額に利息を加えた金額が償却原価に基づいて評価され、その評価額は公正価値に近似している。
- ・ 現金、預金、要求払手形ならびにその他の債務および前払費用は、入手できる見込みがない場合を除き額面金額で評価される。
- ・ 主として未収利息および未収配当金、売却投資有価証券未収金ならびに販売投資証券未収金を含む資産は、入手できる見込みがない場合を除き額面金額で評価される。
- ・ 特に未払利息、未払収益分配金、購入投資有価証券未払金および買戻し投資証券未払金を含む負債は、それらの額面金額で評価される。

(b) 投資有価証券からの収益 / 費用

当社は以下の方法で投資有価証券からの収益を認識している。

- ・ 受取利息は毎日発生し、定額法によるプレミアムの償却およびディスカウントの増加を含む。
- ・ 預金利息、定期預金、集団投資スキームによる収益および短期金融預金の利息は、発生主義で認識されている。
- ・ 受取配当金は、配当落ち日に発生し、源泉徴収税が控除された額で表示されている。
- ・ 有価証券貸付による収益は週次で発生する。
- ・ 社債がデフォルトしていることが確認された場合、デフォルトした有価証券にかかる利息の計上はその時点で停止される。関連当事者からデフォルトの確認をとった上で、未収金は償却される。
- ・ 投資有価証券明細表において、永久債の銘柄に含まれる日付は、当該債券の次の繰上償還可能日である。投資有価証券明細表の銘柄の欄に開示されている利率は期末における適用利率であるが、これらの債券は変動利付債であるため、情報提供の目的のみで表示されている。

保有資産のマイナス実効金利により生じる利息に関連するマイナス利回りに係る費用は、毎日計上され、基礎となる商品の残存期間にわたって損益および純資産変動計算書において認識される。

(c) デリバティブ商品

当期において、当ファンドは複数の先渡為替予約・先物取引を締結している。未決済の先渡為替予約・先物取引は、評価日に当該取引を決済した場合の金額で評価される。当該未決済取引から生じる利益 / 損失は未実現評価益 / (損) に計上され、純資産計算書の資産または負債に(適宜)含められる。

当ファンドはカバード・コール・オプションおよびプット・オプションの売却、コール・オプションおよびプット・オプションの購入を実施できる。当ファンドはまたスプレッド・オプションにも投資することができる。スプレッド・オプションは、2つ以上の資産の価格の差異から価値が生じる種類のオプションである。当ファンドがオプションを売却および / または購入する時点で、当ファンドによる受取または支払プレミアムと同額が負債または資産として反映される。その後、売建オプションに係る負債および買建オプションに係る資産は、現在価値を反映するよう時価評価される。見積実現価額を最もよく反映する方法として、取締役は最終取引価格ではなく仲値または決済値に基づいて、市場で取引されるオプションを評価することに合意している。市場で取引されていないオプションは第三者の値付機関から入手する日次価格に基づいて評価している。有価証券がオプション行使によって売却される場合、受取(支払)プレミアムが売却有価証券から控除(に加算)される。オプションが失効する場合(または当ファンドが決済取引を行った場合)、当ファンドはオプションに係る損益を、受取または支払プレミアムの分だけ(もしくは決済取引のコストが受取または支払プレミアムを超過する分だけ)実現する。

当期において、フィクスト・インカム・グローバル・オポチュニティーズ・ファンドおよびワールド・リアル・エステート・セキュリティーズ・ファンドは差金決済取引契約(以下「CFD」という。)を締結した。CFDにより、投資家は変動証拠金でシンセティック・ロングポジションまたはシンセティック・ショートポジションを取ることができる。株式と違い、CFDにおいては、購入者は証拠金として支払った金額を上回る金額について責任を負う可能性がある。そのため、当ファンドは投資主から受け取った現金を様々な金融機関に預け入れており、これは英文目論見書にも記載されている。CFDポジションは、該当するベンチマーク以上またはそれ以下の事前に合意されたレートを適用する日次の金融費用に従って、締結される。関連する受取利息または支払利息は、損益および純資産変動計算書に源泉徴収税控除後の金額で開示される。

CFDの時価は、原証券や原資産が取引されるまたは取引を認められる証券取引所における取引価格により決定される。評価時刻後の立会時間外に取引される原証券については、その時点またはその他の時点における直近の周知の価格が使用される場合がある。時価の変動は(もしあれば)、損益および純資産変動計算書に未実現評価益/損の純変動額として計上される。CFDの満期または解約時における実現損益は損益および純資産変動計算書上に表示される。

CFDの売却損益は先入先出法(以下「FIFO」という。)を用いた原価法に基づき決定されている。

当ファンドは1つの商品から発生する利益を他の投資より発生する利益と交換するために、スワップ契約を締結している。クレジット・デフォルト・スワップの場合、信用事由の発生による偶発的な支払い(当該契約にあらかじめ定義されている)の見返りとして、いくつかのプレミアムがプロテクションの売り手に支払われる。スワップは可能な限り、第三者の値付機関から入手し、実際のマーケット・メーカーに確認した日々の価格に基づいて時価評価される。こうした時価が入手できない場合、スワップはマーケット・メーカーから入手する日々の相場に基づいて値付される。いずれの場合も、価格の変動は損益および純資産変動計算書に未実現評価益/(損)の純変動額として計上される。スワップの満期または解約時における実現損益およびスワップに関連して稼得または負担した利息は、損益および純資産変動計算書上に表示される。

当期において、当ファンドはスワップ取引を開始した。スワップ取引によって、買い手は一定期間内に予め設定された利率で金利スワップ取引を行う権利(義務ではない)を得る。スワップの買い手は当該権利について売り手にプレミアムを支払う。売建スワップにより買い手は変動金利を支払い、固定金利を受け取る権利を得る。買建スワップにより買い手は固定金利を支払い、変動金利を受け取る権利を得る。ファンドがスワップを売る、または買う場合、ファンドが受け取る、または支払うプレミアムと同額の負債または資産が純資産計算書において計上される。

当期において、グローバル・マルチアセット・インカム・ファンドは複数の株式連動債への投資を行っている。一度または複数回の固定クーポンの支払いと引き換えに、元本をブローカーに支払う。満期時に、ファンドは当該元本に基礎となる株式の価値の変動を加減算した金額を受け取ることになる。

事後通告証券(To Be Announced Securities)(以下「TBA」という。)は、米国政府系機関が発行するモーゲージ担保証券に関連するものである。これらの機関は通常、モーゲージ・ローンプールを組成されたプールの持分を販売する。TBAは、将来の決済に関して購入または売却される、これらの機関の将来のプールに関連しており、金利または償還日のいずれかが確定していない。TBAは、投資有価証券明細表に個別に開示されている。

当ファンドは通常、有価証券取得の目的でTBA購入契約を締結するが、適切と思われる場合は決済前に契約を処分することがある。TBAの売却による手取金は、契約上の決済日まで受領しない。TBA売却契約が残存している間、当該取引をカバーするために、相応の交付可能有価証券または相殺対象となる(売却契約日以前に交付可能な)TBA購入契約を保有する。

TBA売却契約が、相殺対象である購入契約の取得により終了する場合、ファンドは、裏付けとなる有価証券の未実現利益または損失にかかわらず契約の利益または損失を実現する。ファンドが、契約に基づき有価証券を交付する場合、ファンドは、契約が締結された日に設定された価格で有価証券の売却による利益または損失を実現する。

2017年2月28日現在、当ファンドは未決済のTBAを有していた。これは、純資産計算書の「売却投資有価証券未収金」および「購入投資有価証券未払金」に含まれている。

(d) 為替換算

各ファンドの基準通貨以外の通貨建の投資有価証券の取得原価は、購入時の為替レートで換算されている。各ファンドの基準通貨以外の通貨建の投資有価証券およびその他の資産は、2017年2月28日におけるルクセンブルグでのファンドの評価時の為替レートで換算される。

(e) 結合財務書類

各ファンドの財務書類はファンドの基準通貨で表示されている。

2017年2月28日現在、以下のファンドはクロス・アンブレラ型投資有価証券を保有しており、その時価は結合純資産総額の0.10%に相当する。これらの投資有価証券は、結合経営成績の表示目的のために消去されていない。

ファンド	クロス・アンブレラ型投資有価証券	評価額 (単位：米ドル)
アジア・マルチアセット・グロース・ファンド	ブラックロック・グローバル・ファンズ - インディア・ファンド	1,749,319
エマージング・マーケット・ボンド・ファンド	ブラックロック・グローバル・ファンズ - エマージング・マーケット・コーポレート・ボンド	67,872,000
グローバル・マルチアセット・インカム・ファンド	ブラックロック・グローバル・ファンズ - アジアン・タイガー・ボンド・ファンド	609
グローバル・マルチアセット・インカム・ファンド	ブラックロック・グローバル・ファンズ - 米ドル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド	56,937,651

当社の結合数値は米ドルで表示されており、各ファンドの財務書類の合計を含んでいる。純資産計算書の換算レートは、2017年2月28日におけるルクセンブルグでのファンドの評価時の為替レートである。

通貨	ユーロ	英ポンド	日本円	スイス・フラン	オフショア 中国人民元
米ドル	0.9429	0.8040	112.0500	1.0042	6.8521

損益および純資産変動計算書の換算レートは、期中にわたり算定された平均レートである。

通貨	ユーロ	英ポンド	日本円	スイス・フラン	オフショア 中国人民元
米ドル	0.9261	0.7982	109.7520	0.9982	6.8193

これらの数値は情報提供の目的のみで表示されており、小数第5位を四捨五入している。財務書類においては、小数第9位までの為替レートを適用している。

損益および純資産変動計算書の結合数値は、期中の平均為替レートをを用いて算定されている。その結果生じる為替換算調整額(705,776,073)米ドルは、2016年8月31日と2017年2月28日の間の為替レートの変動を表す。これは想定金額であり、個々のファンドの純資産に対する影響はない。

(f) 為替レート

下記の為替レートは、2017年2月28日現在、当ファンドの基準通貨以外の通貨建の投資有価証券およびその他の資産およびその他の負債を換算するために使用された。

通貨	英ポンド	米ドル	ユーロ	日本円	スイス・フラン	オフショア 中国人民元
アルゼンチン・ペソ(公式 レート)	0.0520	0.0646	0.0609	7.2407	0.0649	0.4428
豪ドル	0.6176	0.7681	0.7243	86.0659	0.7713	5.2631
ブラジル・リアル	0.2584	0.3214	0.3031	36.0174	0.3228	2.2025
カナダ・ドル	0.6084	0.7567	0.7135	84.7831	0.7598	5.1847
スイス・フラン	0.8007	0.9958	0.9390	111.5835	1.0000	6.8236
チリ・ペソ	0.0012	0.0015	0.0015	0.1726	0.0015	0.0106
オフショア中国人民元	0.1173	0.1459	0.1376	16.3527	0.1466	1.0000
中国人民元	0.1171	0.1456	0.1373	16.3128	0.1462	0.9976
コロンビア・ペソ	0.0003	0.0003	0.0003	0.0384	0.0003	0.0023
チェコ・コルナ	0.0316	0.0392	0.0370	4.3977	0.0394	0.2689
デンマーク・クローネ	0.1147	0.1427	0.1345	15.9864	0.1433	0.9776
エジプト・ポンド	0.0509	0.0633	0.0597	7.0918	0.0636	0.4337
ユーロ	0.8527	1.0605	1.0000	118.8337	1.0650	7.2669
英ポンド	1.0000	1.2437	1.1728	139.3622	1.2489	8.5223
ガーナ・セディ	0.1711	0.2128	0.2006	23.8405	0.2137	1.4579
香港ドル	0.1036	0.1288	0.1215	14.4358	0.1294	0.8828
ハンガリー・フォリント	0.0028	0.0034	0.0032	0.3854	0.0035	0.0236
インドネシア・ルピア	0.0001	0.0001	0.0001	0.0084	0.0001	0.0005
イスラエル・シェケル	0.2202	0.2739	0.2583	30.6904	0.2750	1.8768
インド・ルピー	0.0121	0.0150	0.0141	1.6794	0.0151	0.1027
アイスランド・クローナ	0.0075	0.0094	0.0088	1.0488	0.0094	0.0641
日本円	0.0072	0.0089	0.0084	1.0000	0.0090	0.0612
ケニア・シリング	0.0078	0.0097	0.0092	1.0889	0.0098	0.0666
韓国ウォン	0.0007	0.0009	0.0008	0.0991	0.0009	0.0061
スリランカ・ルピー	0.0053	0.0066	0.0062	0.7390	0.0066	0.0452
メキシコ・ペソ	0.0403	0.0501	0.0473	5.6170	0.0503	0.3435
メキシコUDI	0.2293	0.2852	0.2689	31.9538	0.2864	1.9540
マレーシア・リンギット	0.1811	0.2252	0.2124	25.2365	0.2262	1.5433
ナイジェリア・ナイラ	0.0026	0.0032	0.0030	0.3558	0.0032	0.0218
ノルウェー・クローネ	0.0960	0.1194	0.1126	13.3805	0.1199	0.8182
ニュージーランド・ドル	0.5799	0.7213	0.6801	80.8225	0.7243	4.9425
ペルー・新ソル	0.2466	0.3067	0.2892	34.3608	0.3079	2.1012
フィリピン・ペソ	0.0160	0.0199	0.0188	2.2314	0.0200	0.1365
ポーランド・ズロチ	0.1976	0.2457	0.2317	27.5354	0.2468	1.6838
ルーマニア・レイ	0.1885	0.2345	0.2211	26.2724	0.2355	1.6066
ロシア・ルーブル	0.0138	0.0172	0.0162	1.9234	0.0172	0.1176

通貨	英ポンド	米ドル	ユーロ	日本円	スイス・フラン	オフショア 中国人民元
スウェーデン・クローネ	0.0891	0.1108	0.1045	12.4129	0.1112	0.7591
シンガポール・ドル	0.5744	0.7144	0.6736	80.0495	0.7174	4.8952
スロバキア・コルナ	0.0283	0.0352	0.0332	3.9444	0.0353	0.2412
タイ・バーツ	0.0230	0.0286	0.0270	3.2101	0.0288	0.1963
新トルコ・リラ	0.2218	0.2759	0.2602	30.9148	0.2771	1.8905
台湾ドル	0.0262	0.0325	0.0307	3.6470	0.0327	0.2230
米ドル	0.8040	1.0000	0.9429	112.0500	1.0042	6.8521
ベネズエラ・ボリバル・フェ ルテ	0.0012	0.0014	0.0013	0.1603	0.0014	0.0098
ベトナム・ドン	0.0000	0.0000	0.0000	0.0049	0.0000	0.0003
南アフリカ・ランド	0.0616	0.0767	0.0723	8.5912	0.0770	0.5254
ザンビア・クワチャ	0.0846	0.1053	0.0993	11.7947	0.1057	0.7213

人民元は、外国為替制限を受けており、自由に換金できる通貨ではない。中国人民元債券・ファンドに使用されている為替レートは、オフショア中国人民元(以下「CNH」という。)に関連するものであり、オンショア中国人民元(以下「CNY」という。)に関連するものではない。CNHの価値は、中国政府により随時適用される外国為替管理政策および還流制限ならびにその他外部の市場原理を含むがこれらに限定されない複数の要因により、CNYの価値と大幅に異なる可能性もある。

(g) 希薄化

取締役は、ファンドの投資証券1口当たり純資産価額を調整して当該ファンドが受ける「希薄化」の影響を軽減することがある。希薄化は、ファンドの原資産を購入または売却する実際のコストが、取引費用、税金および原資産の購入価格と売却価格間のスプレッドにより、当該ファンドの評価における原資産の帳簿価額を逸脱している場合に生じる。希薄化は、ファンドの価値に悪影響を及ぼし、その結果投資主に影響を与える可能性がある。投資証券1口当たり純資産価額を調整することにより、この影響を軽減または回避して、既存の投資主を希薄化による影響から保護することができる。いずれかの取引日において、当該ファンドの全投資証券クラスの総取引によって、当該ファンドに対して取締役が(当該ファンドの市場取引費用に関連して)随時設定する基準値を超える投資証券の純増減が生じた場合、取締役は当該ファンドの純資産価額を調整することがある。

英文目論見書のアペンディクスBの18.3に従い、2017年2月28日現在、かかる希薄化調整はアジア・パシフィック・エクイティ・インカム・ファンド、アジア・グロース・リーダーズ・ファンド、フレキシブル・マルチアセット・ファンド、グローバル・エクイティ・インカム・ファンド、インド・ファンド、USベシック・バリュエーション・ファンド、ワールド・エネルギー・ファンドおよびワールド・フィナンシャルズ・ファンドに適用されている。

投資証券1口当たりの公表/取引純資産価額は、3会計年度末における純資産価額の概要に開示されており、希薄化調整が含まれている場合がある。この調整は、純資産計算書および損益および純資産変動計算書では認識されていない。

(h) 取引費用

取引費用は有価証券の取得、発行または処分に直接帰属する増分コストである。増分コストは事業体が有価証券を取得、発行または処分しなかった場合には発生していなかったであろうコストである。有価証券の当初認識時に、有価証券は、その取得または発行に直接帰属する取引費用を加えた時価で測定される。

有価証券の購入または売却にかかる取引費用は、預託銀行の取引手数料を除いて、各ファンドの純資産計算書の実現純評価益/(損)または未実現評価益/(損)の純変動額に含まれる。預託銀行の取引手数料はファンドの損益および純資産変動計算書の預託報酬に含まれている。

(i) その他の取引に係る外国通貨

その他の取引に係る外国通貨は、現金残高およびスポット取引に係る実現評価損益および未実現評価損益に関連している。

(j) 公正価値評価

特定の価値が上記の方法で確認できない場合、または、当社の取締役会が、当該目的上、その他の評価方法が該当する証券またはその他の資産の公正価値をより正確に反映すると考える場合、当該証券または資産の評価方法は当社の取締役会が完全な裁量権をもって決定した評価方法となる。例えば、特定のファンドの純資産価額を算定する際に、対象となる市場が取引終了となっている場合、または、政府が外国投資に係る財政上の費用または取引費用を課すことを選択した場合には、証券の価値が異なる可能性がある。当社の取締役会は特定の基準値を設定することができ、それを超えると、特定のインデックス調整を適用することにより、当該証券の公正価値への調整が行われる場合がある。

2017年2月28日現在、以下のとおり公正価値調整が行われた。

ファンド	通貨	公正価値評価された 証券の時価	純資産比率(%)
アジアン・ドラゴン・ファンド	米ドル	16,052,700	0.52
アジアン・グロース・リーダーズ・ファンド	米ドル	10,587,225	0.60
アジアン・マルチアセット・グロース・ファンド	米ドル	130,250	0.21
アジアン・タイガー・ボンド・ファンド	米ドル	446,360	0.02
チャイナ・ファンド	米ドル	15,634,159	0.86
コンチネンタル・ヨーロッパ・フレキシブル・ ファンド	ユーロ	19,405,350	0.81
エマージング・マーケット・ボンド・ファンド	米ドル	1,317	0.00
ユーロ・コーポレート・ボンド・ファンド	ユーロ	-	0.00
フィクスト・インカム・グローバル・オポチュニ ティーズ・ファンド	米ドル	18,580,288	0.24
グローバル・アロケーション・ファンド	米ドル	311,998,582	1.71
グローバル・コーポレート・ボンド・ファンド	米ドル	25,413	0.00
グローバル・ダイナミック・エクイティ・ファン ド	米ドル	21,976,946	3.47
グローバル・エンハンスト・エクイティ・イール ド・ファンド	米ドル	2,385,485	0.28
グローバル・エクイティ・インカム・ファンド	米ドル	34,113,915	1.53
グローバル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド	米ドル	39,545,248	1.71
グローバル・マルチアセット・インカム・ファン ド	米ドル	3,882,998	0.08
グローバル・オポチュニティーズ・ファンド	米ドル	1,746,066	0.65
グローバル・スモールキャップ・ファンド	米ドル	-	0.00
ラテン・アメリカン・ファンド	米ドル	5,618,976	0.38
ナチュラル・リソース・グロース・アンド・イン カム・ファンド	米ドル	270,023	0.61
ニュー・エネルギー・ファンド	米ドル	560,802	0.06
ノースアメリカン・エクイティ・インカム・ファン ド	米ドル	1,711,476	1.27
パシフィック・エクイティ・ファンド	米ドル	1,607,839	0.99
中国人民元ボンド・ファンド	オフショア 中国人民元	3,823,134	1.06
USドル・コア・ボンド・ファンド	米ドル	1,925,382	0.44

ファンド	通貨	公正価値評価された 証券の時価	純資産比率(%)
USドル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド	米ドル	70,956,412	1.75
USフレキシブル・エクイティ・ファンド	米ドル	794,284	0.10
USガバメント・モーゲージ・ファンド	米ドル	239,639	0.12
USスモール・アンド・ミッドキャップ・オポ チュニティーズ・ファンド	米ドル	6,597,344	1.61
ワールド・アグリカルチャー・ファンド	米ドル	213,577	0.19
ワールド・エネルギー・ファンド	米ドル	264,829	0.01
ワールド・ゴールド・ファンド	米ドル	47,552,498	1.00
ワールド・ヘルスサイエンス・ファンド	米ドル	1,078,881	0.03
ワールド・マイニング・ファンド	米ドル	18,444	0.00

3. 子会社

インディア・ファンドは、その投資目的および投資方針に従い、当社の完全所有子会社であるブラックロック・インディア・エクイティズ(モーリシャス)リミテッド(以下「子会社」という。)のみを通じて、その総資産の少なくとも70%を在インド企業または主たる経済活動をインドで営んでいる企業の株式に投資している。

当子会社の資産および負債、収益および費用はすべて、当社の純資産計算書ならびに損益および純資産変動計算書において結合されている。当子会社が保有する投資有価証券はすべて、インディア・ファンドの投資有価証券明細表において開示されている。当子会社は、モーリシャス法に基づいて2004年9月1日に設立された。

現在、当子会社は、インド/モーリシャスの二重課税条約により税金免除の恩恵を受けている。子会社は、インド市場で取引される有価証券に投資しており、子会社は二重課税条約による恩恵を受けることを見込んでいる。子会社は毎年一定の検査を受け、モーリシャスの納税者居住性の確立および関連要件を含む条件を満たしていなければならない。子会社は、モーリシャス歳入庁(Mauritian Revenue Authorities)から納税者居住証明を取得しており、かつ、インドに支店または恒久的施設を有していないことから、有価証券の売却時にインドのキャピタル・ゲイン税は課されないが、インドの有価証券に係る受取利息について20.6%(2016年:20.6%)のインドの源泉徴収税が課される。

2016年5月10日、インド税務委員会は、インド・モーリシャス租税条約に基づく現行のキャピタル・ゲイン税に係る免税措置の段階的廃止を公表した。変更は2017年4月1日に発効し、これによりインドは、2017年4月1日以降にモーリシャスの事業体が取得したインド法人の株式に対して、その売却から生じるキャピタル・ゲインに対する課税権を得ることになる。2017年4月1日より前に取得した株式はインドにおける課税権から保護される。取締役会は引き続き、当該変更による影響を監視・評価していく。

子会社については、英文目論見書および4ページ(訳注:原文のページ)で詳述される。

4. 運用会社

ブラックロック(ルクセンブルグ)エス・エーは、運用会社として従事するよう当社により任命されている。運用会社はルクセンブルグの公開有限責任会社(société anonyme)であり、2010年法第15章に従い、ファンドの運用会社として従事するよう権限を与えられている。

当社は、運用会社との間で運用会社契約を締結した。当該契約に基づき、運用会社は当社の日々の管理を委任されており、これにより当社の投資運用、管理事務および当ファンドのマーケティングに関連するすべての業務を直接または委任して行う責任を有する。

当社の合意のもと、運用会社は、英文目論見書に詳述されているとおり、その業務の一部を委任することを決定した。

ブラックロック(ルクセンブルグ)エス・エーは、ブラックロック・グループ内の完全所有子会社である。同社は、CS SFにより規制されている。

5. 投資運用報酬

当期において、当社は運用会社であるブラックロック（ルクセンブルグ）エス・エーに対して投資運用報酬を支払った。

英文目論見書のアペンディクスEに記載されているとおり、当社は年率の投資運用報酬を支払う。投資運用報酬の水準は0.00%から1.75%の間であり、投資家が購入するファンドおよび投資証券クラスに応じて異なる。これらの報酬は、該当ファンドの純資産価額に基づき毎日発生し、毎月支払われる。投資顧問会社への報酬を含む特定の費用および報酬は、投資運用報酬より支払われる。クラスJおよびクラスX投資証券について請求される投資運用報酬はない。

リザーブ・ファンドの投資目的達成に貢献するため、特定の状況下において、例えば、市況がファンドの原投資にマイナス利回りを引き起こす場合には、運用会社は、特定の日付または特定の日数にわたって支払われる投資運用報酬全額を受け取る権利を放棄することができる。運用会社は自由裁量で権利を放棄することができ、これにより将来発生する投資運用報酬全額を受け取る権利が損なわれることはない。

投資運用報酬の減額は、損益および純資産変動計算書の投資運用報酬から別掲で開示されている。当期において、ユーロ・リザーブ・ファンドは投資運用報酬が減額されている。

2017年2月28日現在、未払投資運用報酬は、純資産計算書においてその他の負債に含まれている。

6. 販売報酬

英文目論見書のアペンディクスEに記載されているとおり、当社は年間販売報酬を支払う。販売報酬の水準は、0.00%から1.25%の間である。クラスA、D、I、J、S、XおよびZ投資証券では、販売報酬を支払わない。ユーロ・リザーブ・ファンドおよびUSドル・リザーブ・ファンドのクラスC投資証券では、販売報酬を支払わない。当該報酬は、該当ファンドの純資産価額（該当する場合、アペンディクスB第18.3項に記載されているとおり、該当ファンドの純資産価額への希薄化調整を反映している）に基づき毎日発生し、毎月支払われる。

当社は、損益および純資産変動計算書において詳述されているとおり、販売報酬を支払う。2017年2月28日現在、未払販売報酬は、純資産計算書においてその他の負債に含まれている。

7. 管理事務代行報酬

当社は管理事務代行報酬を運用会社に支払っている。

管理事務代行報酬の水準は、運用会社との合意に基づく取締役の裁量によって変更される場合があり、当社が発行する様々なファンドと投資証券クラスのそれぞれに異なる比率で適用されることになる。ただし、取締役と運用会社の間で、現在支払われている管理事務代行報酬の上限を年率0.25%とすることが合意されている。管理事務代行報酬は、該当する投資証券クラスの純資産価額に基づき毎日発生し、毎月支払われる。

取締役および運用会社は、各ファンドの市場部門および競合他社と比較したファンドの業績といった複数の基準を考慮に入れ、ファンドの投資家が入手可能な類似する投資商品の市場全体について比較した場合に各ファンドの総費用比率が確実に優位性を保てることを目標とした料率で、管理事務代行報酬の水準を設定している。

管理事務代行報酬は、預託報酬、販売報酬、有価証券貸付手数料、欧州連合の源泉徴収税還付請求に関連する法的費用とその税金ならびに投資レベルまたは当社レベルで課される税金を除き、当社が負担したすべての固定および変動の営業費用および管理費に充てる目的で運用会社が使用する。

当社は、欧州連合の源泉徴収税還付請求に関連する法的費用を現在は払っておらず、関連するファンドに（その税金と併せて）対等かつ公正に配分する。当社の還付請求が認められる確率が高く、回収される税金は、当該還付請求提訴のための関連法的費用を大幅に上回ったため、関連法的費用は、2015年7月20日以降は、管理事務代行報酬から支払われない。

また、管理事務代行報酬は、監査ならびに投資家による報告およびその他の税金に係る順守事項に関連するサービスに対してルクセンブルグにあるプライスウォーターハウスクーパースに支払われる報酬に充てるために使われる。プライスウォーターハウスクーパースによって提供されている投資家による報告に関連するサービスは、特定の課税管轄に居住する投資家に要求されている報告に関わるものである。当社に提供されているサービスについてプライスウォーターハウスクーパースに支払っている報酬はこれ以外にない。

これらの営業費用および管理費には、すべての第三者費用と、当社が、または当社が代行して随時負担したその他の回収可能な費用が含まれる。この費用には、ファンド経理報酬、名義書換事務代行報酬(副名義書換事務代行会社および関連するプラットフォームとの取引費用を含む)、コンサルタント、法律、税金および監査報酬等のすべての専門家費用、取締役報酬(ブラックロック・グループの従業員でない取締役に対する報酬)、交通費、合理的な範囲の立替経費、印刷費、公告費、翻訳費用および投資主への報告に関連するその他すべての費用、規則当局への届出およびライセンス手数料、コルレスおよびその他の銀行手数料、ソフトウェアのサポートおよび維持、営業費用およびインベスター・サービス・チームおよび様々なブラックロック・グループ会社によって提供されたその他のグローバル管理サービスに帰属する費用が含まれるが、これらに限定されない。

運用会社は、ファンドの総費用比率の競争優位性を維持する財務リスクを負っている。したがって、すべての期間において当社が運用会社に支払った管理事務代行報酬の金額のうち、期中に発生した実際の費用を超える額について運用会社は返還する義務を負わず、一方で期中に発生した実際の費用のうち、当社が運用会社に支払った管理事務代行報酬を超える額については、運用会社または他のブラックロック・グループ会社が負担しなければならない。

ブラックロック・グループの従業員でない取締役に、遂行した業務の報酬として税込みで年間55,000ユーロ支払われた。会長の報酬が税込みで年間60,000ユーロである。ブラックロック・グループの従業員である取締役は、取締役報酬を受ける権利を有していない。

特定の管轄地域に適用される税金も、ファンドに直接請求される(注記9参照)。

2017年2月28日現在、未払管理事務代行報酬は、純資産計算書においてその他の負債に含まれている。

8. 預託報酬

当期における当社の預託銀行は、ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン(インターナショナル)リミテッド、ルクセンブルグ支店である。預託銀行は、英文目論見書において詳述される取引手数料に加えて、有価証券の価額に基づき毎日発生する年間報酬を受領する。両カテゴリーの報酬および手数料の料率は、投資先の国によって異なり、場合によっては資産クラスに応じて異なる。債券や先進国の株式市場に対する投資は上記の幅の下限となり、新興市場に対する一部の投資は、上記の幅の上限となる。そのため、各ファンドの保管費用は、その時点における資産配分により左右されることになる。

預託報酬はファンドに直接請求される。2017年2月28日現在、未払いである保管および預託報酬は純資産計算書においてその他の負債に含まれている。

9. 税金

ルクセンブルグ

現在のルクセンブルグの法律および慣習に基づき、当社はルクセンブルグにおける所得税もしくはキャピタル・ゲイン税が課されず、また、当社が支払う配当金はルクセンブルグの源泉徴収税の対象となっていない。しかし、当社は、純資産価額に対して年率0.05%のルクセンブルグにおける税金、またはリザーブ・ファンド、クラスI、クラスJおよびクラスXの投資証券の場合には純資産価額に対して年率0.01%の税金が課される。当該税金は、各ファンドの該当四半期末(暦年)の純資産価額に基づき、四半期毎に支払われる。ルクセンブルグにおいて、投資証券の発行に伴う印紙税またはその他の税金は支払われない。2017年2月28日に終了した期間において、ルクセンブルグの税金に関連する25,665,060米ドルが費用計上された。

ベルギー

当社は金融市場に関する2012年8月3日法第154条に基づき、ベルギーの金融サービス市場機構に登録されている。ベルギーにおいて一般向け販売のために登録されたファンドには、前年の12月31日現在、ベルギーの仲介業者を通じてベルギーで販売された口数の純資産価額に対して年率0.0925%の税金が課される。2017年2月28日に終了した期間において、ベルギーの税金に関連する費用は計上されなかった。

英国

報告型ファンド(Reporting Funds)

当社では英国報告型ファンドの形態が適用されている。このファンド形態に基づき、英国報告型ファンドの投資家は、分配のあるなしにかかわらずその保有高に応じた英国報告型ファンドの収益持分について課税されるが、その保有高の売却益にはキャピタル・ゲイン税が課される。現在、英国報告型ファンドであるファンドのリストは、<https://www.gov.uk/government/publications/offshore-fundslist-of-reporting-funds>より入手可能である。

その他の取引税

他の管轄地域において、当ファンドが保有する特定の資産に対し、金融取引税(以下「FTT」という。)またはその他の取引税といった税金が課される場合がある(例えば、英国の印紙税、フランスのFTT)。

源泉徴収税

当社が受け取る投資に係る配当金および利息は、その支払元の国において源泉徴収税が課せられる場合がある。当社が所得税を免除されているため、かかる源泉徴収税は通常、回収できない。しかしながら、最近の欧州連合における判例法によって、そのような回収不能の税金が減額される可能性が出てきた。市民権を有する国、居住国、あるいは住所を登録している国の法律に基づいて、投資証券の販売、購入、保有、買戻し、転換、売却において課せられる可能性がある税金について、投資家は熟知するとともに、専門家に適時に相談すべきである。投資家は、課税の水準および課税の標準ならびに課税の軽減が変更される可能性があることに留意する必要がある。源泉徴収税の負担の可能性については、英文目論見書においてさらに説明されている。

10. 投資顧問会社

運用会社であるブラックロック(ルクセンブルグ)エス・エーは、同社の投資運用機能を、英文目論見書に記載のとおり、以下の投資顧問会社(以下それぞれを「投資顧問会社」という。)に委託している。ブラックロック・フィナンシャル・マネジメント・インク(US)(以下「BFM」という。)、ブラックロック・インベストメント・マネジメント・エル・エル・シー(US)(以下「BIMLLC」という。)、ブラックロック・インベストメント・マネジメント(UK)リミテッド(以下「BIMUK」という。)およびブラックロック(シンガポール)リミテッド(以下「BSL」という。)

すべての投資顧問会社は、ブラックロック(ルクセンブルグ)エス・エーにより直接任命されている。すべての副投資顧問会社は関連する投資顧問会社により任命されている。これらのうちの数社は、投資顧問会社として以下の会社に業務の一部を再委託している。ブラックロック・ジャパン株式会社(以下「BLKJapan」という。)、ブラックロック・アセット・マネジメント・ノースアジア・リミテッド(以下「BAMNA」という。)およびブラックロック・インベストメント・マネジメント(オーストラリア)リミテッド(以下「BLKAus」という。)

ファンド	投資顧問会社	副投資顧問会社
ASEANリーダーズ・ファンド	BIMUK	BAMNA
アジア・パシフィック・エクイティ・インカム・ファンド	BIMUK	BAMNA
アジア・ドラゴン・ファンド	BIMUK	BAMNA
アジア・グロース・リーダーズ・ファンド	BIMUK	BAMNA
アジア・ローカル・ボンド・ファンド	BSL	BAMNA
アジア・マルチアセット・グロース・ファンド	BSL、BIMUK、 BIMLLC	BAMNA、 BLKAus
アジア・タイガー・ボンド・ファンド	BSL	BAMNA
チャイナ・ファンド	BIMUK	BAMNA
コンチネンタル・ヨーロピアン・フレキシブル・ファンド	BIMUK	-
エマージング・ヨーロッパ・ファンド	BIMUK	-
エマージング・マーケット・ボンド・ファンド	BSL、BIMUK、 BFM	-
エマージング・マーケット・コーポレート・ボンド・ファンド	BSL、BIMUK、 BFM	-

ファンド	投資顧問会社	副投資顧問会社
エマージング・マーケット・エクイティ・インカム・ファンド	BIMUK、BIMLLC	-
エマージング・マーケット・ファンド	BIMUK、BIMLLC	-
エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・ボンド・ファンド	B SL、BIMUK、 BFM	BAMNA
ユーロ・ボンド・ファンド	BIMUK	-
ユーロ・コーポレート・ボンド・ファンド	BIMUK	-
ユーロ・リザーブ・ファンド	BIMUK	-
ユーロ・ショート・デュレーション・ボンド・ファンド	BIMUK	-
ユーロ・マーケット・ファンド	BIMUK	-
ヨーロッパ・エクイティ・インカム・ファンド	BIMUK	-
ヨーロッパ・フォーカス・ファンド	BIMUK	-
ヨーロッパ・ファンド	BIMUK	-
ヨーロッパ・ハイ・イールド・ボンド・ファンド	BIMUK	-
ヨーロッパ・スペシャル・シチュエーションズ・ファンド	BIMUK	-
ヨーロッパ・バリュー・ファンド	BIMUK	-
フィクスト・インカム・グローバル・オポチュニティーズ・ファンド	B SL、BIMUK、 BFM	BLKAus
フレキシブル・マルチアセット・ファンド	BIMUK	-
グローバル・アロケーション・ファンド	BIMLLC	-
グローバル・コーポレート・ボンド・ファンド	B SL、BIMUK、 BFM	BLKAus
グローバル・ダイナミック・エクイティ・ファンド	BIMLLC	-
グローバル・エンハンスト・エクイティ・イールド・ファンド	BIMUK	-
グローバル・エクイティ・インカム・ファンド	BIMUK	-
グローバル・ガバメント・ボンド・ファンド	B SL、BIMUK、 BFM	BLKAus
グローバル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド	B SL、BIMUK、 BFM	-
グローバル・インフレーション・リンクド・ボンド・ファンド	BIMUK、BFM	BLKAus
グローバル・ロング・ホライズン・エクイティ・ファンド	BIMUK	-
グローバル・マルチアセット・インカム・ファンド	B SL、BIMUK、 BFM	-
グローバル・オポチュニティーズ・ファンド	BIMUK、BIMLLC	-
グローバル・スモールキャップ・ファンド	BIMLLC	-
インドア・ファンド	BIMUK	BAMNA
ジャパン・フレキシブル・エクイティ・ファンド	BIMUK	BAMNA
ジャパン・スモール・アンド・ミッドキャップ・オポチュニティーズ・ファンド	BIMUK	BLKJap
ラテン・アメリカン・ファンド	BIMLLC	-
ナチュラル・リソース・グロース・アンド・インカム・ファンド	BIMLLC、BIMUK	-
ニュー・エネルギー・ファンド	BIMUK	-

ファンド	投資顧問会社	副投資顧問会社
ノースアメリカン・エクイティ・インカム・ファンド	B I M L L C	-
パシフィック・エクイティ・ファンド	B I M U K	B A M N A
中国人民元ボンド・ファンド	B S L、B I M U K	B A M N A
ストラテジック・グローバル・ボンド・ファンド	B S L、B I M U K、 B F M	B L K A u s
スイス・スモール・アンド・ミッドキャップ・オポチュニ ティーズ・ファンド	B I M U K	-
ユナイテッド・キングダム・ファンド	B I M U K	-
USベーシック・バリュー・ファンド	B I M L L C	-
USドル・コア・ボンド・ファンド	B S L、B I M U K、 B F M	-
USドル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド	B F M	-
USドル・リザーブ・ファンド	B F M	-
USドル・ショート・デュレーション・ボンド・ファンド	B F M	B L K A u s
USフレキシブル・エクイティ・ファンド	B I M L L C	-
USガバメント・モーゲージ・ファンド	B F M	-
USグロース・ファンド	B I M L L C	-
USスモール・アンド・ミッドキャップ・オポチュニ ティーズ・ファンド	B I M U K、B I M L L C	-
ワールド・アグリカルチャー・ファンド	B I M U K	-
ワールド・ボンド・ファンド	B S L、B I M U K、 B F M	B L K A u s
ワールド・エネルギー・ファンド	B I M U K	-
ワールド・フィナンシャルズ・ファンド	B I M U K	-
ワールド・ゴールド・ファンド	B I M U K	-
ワールド・ヘルスサイエンス・ファンド	B I M U K、B I M L L C	-
ワールド・マイニング・ファンド	B I M U K	-
ワールド・リアル・エステート・セキュリティーズ・ファ ンド	B S L、B I M U K、 B I M L L C	-
ワールド・テクノロジー・ファンド	B I M U K	-

11. 関連当事者との取引

運用会社、主販売会社、投資顧問会社および副投資顧問会社の最終的な持株会社は、米国デラウェア州で設立されたブラックロック・インクである。PNCファイナンシャル・サービスズ・グループ・インクがブラックロック・インクの主要株主となっている。当社のために有価証券の取引を手配する際、PNCグループの会社が、通常の条件で有価証券仲介、外国為替、銀行業務およびその他のサービスを提供していた、もしくは本人として取引をしていた可能性があり、差益が生じる可能性がある。かかる取引は、通常の業務過程において標準的な取引条件に基づいて行われる。ブローカーおよびエージェントに対する手数料は市場の慣例に従って支払われており、手数料がブローカーおよびエージェントによって一括されている、あるいはその他の手法によって割り引かれたり、現金により手数料が割り戻された場合、その差益は当社に還元されている。PNCグループのサービスは、手数料および取引条件が投資市場においてブラックロックと関連が無いその他のブローカーおよびエージェントとほぼ同様であることを前提として適切であると判断された場合に投資顧問会社によって利用可能であり、このことは、最高の成績を達成するという方針と一貫性がある。当期において、運用会社、投資顧問会社、副投資顧問会社または当社の取締役の関連当事者であるブローカーを通じて当社に影響を及ぼす取引はなかった。

投資運用会社、または共通管理・支配により投資運用会社と関係している会社、もしくは実質的な直接・間接保有により投資運用会社と関係している会社が管理するその他のUCITSおよび/またはその他の集団投資事業(以下「UCI」という。)のユニットに当ファンドが投資している場合、かかるその他のUCITSおよび/またはUCIのユニットに対する投資について、当社は発行手数料または償還手数料を請求されることはない。当ファンドは、可能な場合、投資運用報酬の対象ではないクラスX投資証券に投資する。

当期において、当社、運用会社、投資顧問会社、副投資顧問会社、当社の取締役、あるいはこれらの者またはこれらの関連当事者が重要な利害関係を有する企業との間で、通常の業務範囲外のあるいは標準的な取引条件外の取引は行われていない。

当期において、取締役によるファンドの投資証券の購入はなかった。

有価証券貸付契約に従って任命された有価証券貸付の代理人は、当社の関連当事者であるブラックロック・アドバイザーズ(UK)リミテッドである。ブラックロック・アドバイザーズ(UK)リミテッドは有価証券貸付取引に直接関連するすべての運用費用を負担する。

当ファンドは、ブラックロック・インクが提供している借手のデフォルトに対する補償から利益を得ている。当該補償により、全貸付有価証券の差替えが可能となる。ブラックロック・インクは、借手のデフォルトに対する補償費用を負担する。

ブラックロック・インベストメント・マネジメント(UK)リミテッドは、ブラックロック(チャネル・アイランズ)リミテッドに一部の管理事務代行を任命した。

12. コミッションの使用

1社または複数の投資顧問会社は、適用される法律または規制により認められている場合、コミッション・シェアリング契約または同様の契約を締結することがある。これらの契約は、契約を通じて入手するリサーチまたは売買執行サービスが投資顧問会社の投資に係る意思決定能力または売買執行力を向上させ、それにより投資収益増加の見込みが高まると投資顧問会社が判断する場合にのみ締結されることになる。投資顧問会社は主要な国際ブローカーとこれらの契約を締結し、ブローカーは投資顧問会社に対して提供するリサーチおよび売買執行サービスの支払いにおいて、投資顧問会社からの売買により発生するコミッションを使用するか、または投資顧問会社に提供される第三者リサーチに関して支払うことに同意する。すべての売買は引き続き最善の執行の要件に準拠しており、契約は継続して見直されている。

13. デリバティブ商品

当ファンドはデリバティブ商品を売買することがある。詳細については各ファンドの投資有価証券明細表を参照のこと。

投資有価証券明細表で開示されているとおり、基礎となるエクスポージャーはESMAが公表したガイドラインに従って算定されており、各金融商品の基礎となる資産における同等ポジションの市場価額を表している。債券先物の基礎となるエクスポージャーは、譲渡有価証券の最安値ではなく債券の市場価額に基づいて算定されている。

14. 差入れた有価証券または保証として引渡した有価証券および保証として受取った有価証券

ファンドが担保として差入れた、または保証として引渡した有価証券は当ファンドの投資有価証券明細表において開示されている。当該有価証券はファンドの投資有価証券明細表において「†」で記されており、2017年2月28日現在、その評価額は61,068,279米ドルである。

グローバル・エンハンスト・エクイティ・イールド・ファンドについて、売建コール・オプションの担保は、ブラックロック・インベストメント・マネジメント(UK)リミテッド、メリルリンチ・インターナショナルおよびバンク・オブ・ニューヨーク・メロン(インターナショナル)リミテッドの三者間契約に基づき差入れられる。担保はファンドの投資有価証券明細表において「^」で記されており、2017年2月28日現在、その評価額は36,113,165米ドルである。

ファンドが保証として受取った有価証券の詳細は、以下の表のとおりである。2017年2月28日現在、これらの有価証券の評価額は4,562,517米ドルである。

ファンド	額面金額	銘柄	評価額 (単位:米ドル)
エマージング・マーケット・ボンド・ファンド	1,345,000	United States Treasury Note 1.5% 31/8/2018	1,312,957
ユーロ・ボンド・ファンド	80,000	Bundesrepublik Deutschland 2% 4/1/2022	93,914
ユーロ・ボンド・ファンド	236,000	French Republic Government Bond OAT 4% 25/10/2038	320,318
ユーロ・コーポレート・ボンド・ファンド	232,000	French Republic Government Bond OAT 3.5% 25/04/2020	275,258
ユーロ・ショート・デュレーション・ボンド・ファンド	299,000	Bundesrepublik Deutschland 6.25% 4/1/2024	446,678
ユーロ・ショート・デュレーション・ボンド・ファンド	207,000	French Republic Government Bond OAT 3.5% 25/04/2026	261,795
フィクスト・インカム・グローバル・オポチュニティーズ・ファンド	403,000	United States Treasury Note 1.75% 30/9/2022	382,816
フィクスト・インカム・グローバル・オポチュニティーズ・ファンド	535,000	United States Treasury Note/ Bond 3.625% 15/2/2044	565,867
ワールド・ボンド・ファンド	461,000	United Kingdom Gilt 3.5% 22/7/2068	902,914

15. 現金担保

当ファンドはさまざまな取引相手とデリバティブの取引を行っている。デリバティブの取引相手は、投資有価証券明細表に示されている。デリバティブの取引相手は以下のとおりである。オーストラリア・ニュージーランド銀行、バンク・オブ・アメリカ、パークレイズ、BNPパリバ、BNYメロン、シティバンク、シティグループ、オーストラリア・コモンウェルス銀行、クレディ・スイス、ドイツ銀行、ゴールドマン・サックス、香港上海銀行P l c、J Pモルガン、メリルリンチ、モルガン・スタンレー、ナショナルオーストラリア銀行、野村、ノーザン・トラスト、R B S P l c、ソシエテ・ジェネラル、スタンダードチャータード銀行、ステート・ストリート、トロント・ドミニオン、UBSおよびウェストパックである。スワップ契約、CFD、先物取引、売建オプション(プットおよびコール)、買建オプション(プットおよびコール)およびスワップオプションに係る担保/証拠金について、取引相手が当社へのエクスポージャーを補う場合、担保/証拠金が支払われ、当社が取引相手へのエクスポージャーを補う場合、担保/証拠金が受取られる。「ブローカーに対する債権」は、ポートフォリオのクリアリング・ブローカーおよびさまざまな取引相手から受取った現金担保からなる。「ブローカーに対する債務」は、ポートフォリオのクリアリング・ブローカーおよびさまざまな取引相手に支払った現金担保からなる。

2017年2月28日現在の保有CFD、スワップ契約、店頭オプション取引および先物取引に関連するブローカーからの/(に対する)現金担保および証拠金残高は、以下の表のとおりである。

ファンド	通貨	ブローカーからのCFD、スワップ契約および店頭オプション取引現金担保残高	ブローカーに対するCFD、スワップ契約および店頭オプション取引現金担保残高	ブローカーからの先物取引証拠金残高	ブローカーに対する先物取引証拠金残高
アジアン・ローカル・ボンド・ファンド	米ドル	40,000	-	-	-
アジアン・タイガー・ボンド・ファンド	米ドル	6,295,000	-	-	-
コンチネンタル・ヨーロッパ・フレキシブル・ファンド	ユーロ	-	-	1,127,000	(65,311)
エマージング・マーケット・ボンド・ファンド	米ドル	9,750,000	(7,472,379)	10,152,797	(506,923)
エマージング・マーケット・コーポレート・ボンド・ファンド	米ドル	-	(540,000)	119,000	(21,125)
エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・ボンド・ファンド	米ドル	-	-	2,359,706	-
ユーロ・ボンド・ファンド	ユーロ	-	(1,120,000)	17,688,000	-
ユーロ・コーポレート・ボンド・ファンド	ユーロ	-	(975,000)	4,084,631	-
ユーロ・ショート・デュレーション・ボンド・ファンド	ユーロ	-	(1,560,000)	35,622,091	-
ヨーロッパ・ハイ・イールド・ボンド・ファンド	ユーロ	-	-	34,000	(147)
フィクスト・インカム・グローバル・オポチュニティーズ・ファンド	米ドル	48,169,546	(71,553,587)	63,184,466	(330,794)
フレキシブル・マルチアセット・ファンド	ユーロ	-	(2,130,000)	1,769,164	(27,930)
グローバル・アロケーション・ファンド	米ドル	-	(193,900,386)	70,965,138	(49,883)
グローバル・コーポレート・ボンド・ファンド	米ドル	30,000	(210,000)	8,863,208	(275,353)
グローバル・ダイナミック・エクイティ・ファンド	米ドル	-	(10,390,000)	2,899,468	(279,982)
グローバル・エンハンスト・エクイティ・イールド・ファンド	米ドル	-	-	48,189,735	(3,188,496)
グローバル・ガバメント・ボンド・ファンド	米ドル	-	(60,000)	1,879,000	-
グローバル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド	米ドル	-	(2,010,000)	925,138	-
グローバル・インフレーション・リンクド・ボンド・ファンド	米ドル	-	(130,000)	884,462	-
グローバル・マルチアセット・インカム・ファンド	米ドル	-	-	31,049,716	(7,091,288)
インド・ファンド	米ドル	-	-	7,241,094	-

ファンド	通貨	ブローカーからのCFD、スワップ契約および店頭オプション取引現金担保残高	ブローカーに対するCFD、スワップ契約および店頭オプション取引現金担保残高	ブローカーからの先物取引証拠金残高	ブローカーに対する先物取引証拠金残高
中国人民元ボンド・ファンド	オフショア中国 人民元	-	-	357,012	-
ストラテジック・グローバル・ボンド・ファンド	米ドル	-	(540,000)	672,571	(6,978)
USドル・コア・ボンド・ファンド	米ドル	-	-	456,093	-
USドル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド	米ドル	-	(9,890,000)	1,062,913	-
USドル・ショート・デュレーション・ボンド・ファンド	米ドル	-	(6,676,000)	2,426,995	-
USフレキシブル・エクイティ・ファンド	米ドル	-	-	324,000	(90,858)
USガバメント・モーゲージ・ファンド	米ドル	-	-	138,700	(15,349)
ワールド・ボンド・ファンド	米ドル	-	(600,000)	5,229,501	-

16. 配当金

配当金の支払いに関連する取締役の現行の方針は投資証券クラスによって異なる。無分配投資証券クラスに関する現行の方針はすべての純投資利益を留保し再投資することである。そのため、当該利益は純資産価額に留保され、該当クラスの投資証券1口当たり純資産価額に反映される。分配型投資証券クラスの場合、当期の投資収益の純額または全額を分配する投資証券クラスについては当期の費用控除後のほぼすべての投資収益を分配する方針であり、総額を分配する投資証券クラスについては分配に費用控除前の資本金の一部が含まれることがある。取締役は、実現および未実現キャピタル・ゲイン（純額）の両方からの配当金を含めて配当を行うか否か、またどの程度含めるかについて決定することもできる。当ファンドの一部および/または投資証券クラスの一部（例えば、安定分配型投資証券、金利差分配型投資証券および基準額以上分配型投資証券）は、収益、実現および未実現キャピタル・ゲイン（純額）だけでなく資本金からも分配を行うことができる。分配型投資証券クラスが実現または未実現キャピタル・ゲイン（純額）からの配当金を含めて配当を行う場合、もしくは費用控除前の総収益を分配するファンドの場合は、配当金に当初の資本金が含まれる可能性がある。ファンドの資本金から配当金が支払われる場合、資本金が減額されることになり、追加の増資が必要になる可能性がある。

ファンドが英国報告型であり報告収益が分配額を超過する場合は、当該剰余金がみなし配当金として処理され、投資家の税務上の立場に応じて課税されることになる。

分配型投資証券を発行するファンドについては、ファンドの種類により、配当金の支払頻度が決定される。配当金の支払に関する詳細については、英文目論見書に記載されている。

配当金の宣言および支払ならびに投資主が利用可能な再投資の選択については、英文目論見書に記載されている。

17. 信用供与

2016年4月、BGFはJPモルガン・チェース銀行・エヌ・エー（以下「JPモルガン」という。）と、JPモルガンがその他のシンジケート・ローンの貸手と共に、当ファンドに775百万米ドルの信用供与を行う契約を締結した。当ファンドは、この信用供与枠を一時的な資金調達目的で利用し、その目的には、例えば、投資家に対する償還資金を含むがこれに限定されない。かかる信用供与枠からの引出に関連する利息や未使用枠の手数料は、運用会社に支払われる管理事務代行報酬から負担されている。新規設定ファンドには自動的に信用枠が供与されないため、併合プロセスにより合算しなければならない。かかるプロセスにおいては、新規設定ファンドの信用枠の合算を承認するため、特に信用供与者が必要なデューデリジェンスを行う。当期において新規設定ファンドは信用枠を供与されず、引出すこともなかった。さらに、信用供与者が必ずしも新規設定ファンドの信用枠の合算を承認するとは限らず、また、信用枠が当ファンドとその他のブラックロックのファンドとの間の信用契約に基づき（公正な配分で）供与されていても、ファンドがかかる信用枠を使用することはできないとは限らない。従って、一部のファンドはかかる信用供与を受けない場合があり、それに関連する費用も発生しない。2017年2月28日現在、当ファンドについて、かかる信用供与枠の未返済残高はない。2016年9月1日から2017年2月28日までの期間において使用した信用供与枠はない。

18. 下引受けに係る収益

当社は、保管銀行の同意のもと下引受契約を締結することがある。下引受契約により、当社は報酬と引き換えに他の引受人による投資に先立ち、株式発行が担保される。当期において、受託引受契約に係る収益を受け取ったファンドはなかった。

19. 後発事象

重要な後発事象はなかった。

インスティテューショナル・ユーロ・ガバメント・リクイディティ・ファンド

要約損益計算書

	2017年3月31日に 終了した6ヶ月間	2016年3月31日に 終了した6ヶ月間
	千ユーロ	千ユーロ
営業収益	(1,170)	(623)
損益を通じて公正価値で測定する金融資産に係る純利益/ (損失)	110	(39)
リバース・ディストリビューション・メカニズムによる収益	1,189	765
収益合計	129	103
営業費用	(215)	(263)
金融資産のネガティブ・イールド	(154)	(99)
当期純損失	(240)	(259)
英文目論見書に記載されている評価方法に合わせるための 調整	(12)	53
運用による償還可能参加型投資証券保有者に帰属する純資 産の減少	(252)	(206)

本要約損益計算書に計上された損益以外で当会計期間に認識された損益はない。当会計期間の損益は、全額が継続運用に関連している。

償還可能参加型投資証券保有者に帰属する要約純資産変動計算書

	2017年3月31日に 終了した6ヶ月間	2016年3月31日に 終了した6ヶ月間
	千ユーロ	千ユーロ
償還可能参加型投資証券保有者に帰属する期首純資産	499,415	547,175
運用による償還可能参加型投資証券保有者に帰属する純資 産の減少	(252)	(206)
投資証券取引：		
償還可能参加型投資証券の発行による収入	835,842	540,112
償還可能参加型投資証券の買戻しによる支払	(952,905)	(543,983)
リバース・ディストリビューション・メカニズムによる投 資証券の取消し	(1,189)	(765)
投資証券取引による純資産の減少	(118,252)	(4,636)
償還可能参加型投資証券保有者に帰属する期末純資産	380,911	542,333

添付の注記は、これらの財務書類の不可分の一部である。

インスティテューショナル・ユーロ・ガバメント・リクイディティ・ファンド
要約貸借対照表

	2017年3月31日現在	2016年9月30日現在
	千ユーロ	千ユーロ
流動資産		
現金	33,694	40,796
差入れられた現金担保	50	50
未収金	106,022	3,057
損益を通じて公正価値で測定する金融資産	261,266	505,590
流動資産合計	401,032	549,493
流動負債		
未払金	(20,121)	(50,090)
流動負債合計	(20,121)	(50,090)
償還可能参加型投資証券保有者に帰属する期末純資産	380,911	499,403
英文目論見書に記載されている評価方法に合わせるための調整	-	12
償還可能参加型投資証券保有者に帰属する期末純資産価額	380,911	499,415

添付の注記は、これらの財務書類の不可分の一部である。

インスティテューショナル・ユーロ・ガバメント・リクイディティ・ファンド

要約貸借対照表(続き)

	2017年3月31日現在	2016年9月30日現在
	口	口
発行済償還可能参加型投資証券口数		
エージェンシー(累積投資型)投資証券	77,326	77,605
コア(累積投資型)投資証券	451,025	750,911
コア(分配型)投資証券	125,733,376	124,517,722
G累積投資型投資証券	14	14
ヘリテージ(分配型)投資証券	43,249,582	146,228,464
プレミア(累積投資型)投資証券	1,005	1,005
プレミア(分配型)投資証券	158,763,419	145,074,407
セレクト(分配型)投資証券	5,005	5,023
償還可能参加型投資証券1口当たり純資産価額	ユーロ	ユーロ
エージェンシー(累積投資型)投資証券	100.81	101.14
コア(累積投資型)投資証券	100.33	100.71
コア(分配型)投資証券	1.00	1.00
G累積投資型投資証券	990.29	993.95
ヘリテージ(分配型)投資証券	1.00	1.00
プレミア(累積投資型)投資証券	99.08	99.44
プレミア(分配型)投資証券	1.00	1.00
セレクト(分配型)投資証券	1.00	1.00

添付の注記は、これらの財務書類の不可分の一部である。

投資有価証券明細表 2017年3月31日現在(未監査)

銘柄	ク - ボン	償還年月日	額面金額	評価額 (千ユーロ)	純資産比率 (%)
固定利付国債					
フランス					
France Government Bond	0.00%	05/04/2017	15,000,000	15,000	3.94
France Government Bond	0.00%	12/04/2017	50,000,000	50,008	13.13
France Government Bond	3.75%	25/04/2017	45,000,000	45,120	11.84
				110,128	28.91
ドイツ					
Bundesrepublik Deutschland	4.25%	07/04/2017	20,000,000	20,251	5.32
Bundesschatzanweisungen	0.00%	16/06/2017	10,000,000	10,013	2.63
FMS Wertmanagement AoeR	1.00%	18/07/2017	700,000	703	0.18
				30,972	8.13
オランダ					
Netherlands Government Bond	0.50%	15/04/2017	45,000,000	45,020	11.82
Netherlands Government Bond	4.50%	15/07/2017	10,000,000	10,148	2.66
				55,168	14.48
固定利付国債合計				196,263	51.52
固定利付社債					
固定利付社債合計				-	-
債券合計				196,263	51.52

インスティテューショナル・キャッシュ・シリーズPLC

(訳者注：2017年3月31日に終了した6ヶ月間におけるインスティテューショナル・ユーロ・ガバメント・リクイディティ・ファンドの個別の財務書類注記は作成されていないため、インスティテューショナル・キャッシュ・シリーズPLCの財務書類注記を含めている。)

財務書類に対する注記

2017年3月31日に終了した6ヶ月間

1. 会計方針

主要な会計方針および見積方法は以下に記載されたものを除き、過年度の年次財務書類に適用されたものと整合している。

準拠表明

当社の財務書類は、財務報告基準第104号「中間財務報告」(以下「FRS第104号」)およびアイルランド中央銀行のUCITS規定に準拠して作成されている。

会計上の見積りの変更

当社は財務書類目的上の、上場金融資産および負債の公正価値測定に係る評価インプットを、純資産額算定目的上の市場価格終値(仲値)へ変更した。当該インプットは公正価値測定のための現実的な手段として、英文目論見書に記載されている評価方法に沿ったものである。評価インプットの変更はFRS第102号に基づく見積りの変更と見なされている。

2. ソフト・コミッション

2017年3月31日に終了した会計期間(2016年3月31日：なし)において、当社の代理として投資運用会社が締結したソフト・コミッション契約はない。

3. 換算レート

2017年3月31日および2016年9月30日現在の換算レートは以下のとおりである。

1 英ポンド =	2017年3月31日	2016年9月30日
ユーロ	1.1691	1.1559
米ドル	1.2504	1.2990

2017年3月31日に終了した会計期間および2016年9月30日に終了した会計年度において、日々の換算レートの平均は以下のとおりである。

1 英ポンド =	2017年3月31日	2016年9月30日
ユーロ	1.1887	1.2828
米ドル	1.3019	1.4245

4. 後発事象

当期間末以降、重要な後発事象はなかった。

5. 財務書類の承認

取締役会は2017年5月30日に当財務書類を承認した。

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】(2017年9月末現在)

「ブラックロック欧州株式オープン」

資産総額	6,937,381,540円
負債総額	229,568,545円
純資産総額(-)	6,707,812,995円
発行済数量	4,109,921,235口
1 単位当たり純資産額(/)	1.6321円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

- 1 受益証券の名義書換え等
該当事項はありません。
- 2 受益者名簿の閉鎖の時期
受益者名簿は作成しません。
- 3 投資者に対する特典
該当事項はありません。
- 4 内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容
譲渡制限は設けておりません。
- 5 受益権の譲渡
 - (1) 投資者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該投資者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとし、
 - (2) (1)の申請のある場合には、(1)の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとし、ただし、(1)の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとし、
 - (3) (1)の振替について、委託会社は、当該投資者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。
- 6 受益権の譲渡の対抗要件
受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。
- 7 受益権の再分割
委託会社は、受益権の再分割を行いません。ただし、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとし、
- 8 償還金
償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている投資者（償還日以前において換金が行われた受益権にかかる投資者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として投資者とします。）に支払います。なお、当該投資者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- 9 質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて
振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、換金の申込の受付、換金代金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額等

資本金 2,435,000千円

発行する株式の総数 36,000株

発行済株式の総数 10,158株

直近5ヵ年における主な資本金の額の増減
該当事項はありません。

(2) 委託会社の機構

経営の意思決定機構

<株主総会>

株主により構成される会社における最高の意思決定機関として、取締役の選任、利益処分承認、定款の変更等、会社法および定款の定めにしたがって重要事項の決定を行います。

<取締役会>

取締役により構成され、当社の業務執行を決定し、その執行について監督します。

<エグゼクティブ委員会他各委員会>

当社における適切な経営戦略の構築、業務執行体制の構築および業務運営の推進を目的として、エグゼクティブ委員会を設置します。また、その他各種委員会を設置し、業務の能率的運営および責任体制の確立を図っています。

運用の意思決定機構

投資委員会

・投資委員会にて運用にかかる投資方針、パフォーマンスおよびリスク管理に関する重要事項を審議します。

運用担当部署

・各運用担当部署では、投資委員会の決定にしたがい、ファンドの個別の運用計画を策定し、各部署の投資プロセスを通して運用を行います。

ポートフォリオ・マネジャー

・ポートフォリオ・マネジャーは、策定された運用計画に基づき、個別銘柄を選択し売買に関する指図を行います。

リスク管理

・委託会社ではリスク管理を重視しており、独自開発のシステムを用いてリスク管理を行っております。具体的には、運用担当部門とは異なる部門においてファンドの投資リスクの計測・分析、投資制限のモニタリングなどを行うことにより、ファンドの投資リスクが運用方針に合致していることを確認し、その結果を運用担当部門にフィードバックするほか、社内関係者で共有しております。また、委託会社の業務に関するリスクについて社内規程を定めて管理を行っております。

2【事業の内容及び営業の概況】

投信法に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行っています。また、金融商品取引法に定める投資助言業務、第一種金融商品取引業務および第二種金融商品取引業務等を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託は2017年9月末現在、以下の通りです(親投資信託を除きます。)。

種類		本数	純資産総額
公募投資信託	追加型株式投資信託	79本	1,003,059百万円
	単位型株式投資信託	0本	0百万円
私募投資信託		65本	4,726,573百万円
合計		144本	5,729,633百万円

3【委託会社等の経理状況】

1．財務諸表の作成方法について

委託会社であるブラックロック・ジャパン株式会社(以下「当社」という。)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。)第2条及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号。)に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第30期事業年度(自平成28年1月1日 至平成28年12月31日)の財務諸表について有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

3．財務諸表に記載している金額については、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(1)【貸借対照表】

(単位：百万円)

	第29期 (平成27年12月31日現在)	第30期 (平成28年12月31日現在)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	14,514	12,415
立替金	6	49
前払費用	146	127
未収入金	2	207
未収委託者報酬	1,077	1,163
未収運用受託報酬	2,742	2,771
未収収益	2	1,192
繰延税金資産	882	845
関係会社短期貸付金	2	-
その他流動資産	4	5
流動資産計	21,179	18,573
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	1	1,087
器具備品	1	449
有形固定資産計	1,515	1,536
無形固定資産		
ソフトウェア	0	8
のれん	154	98
無形固定資産計	155	106
投資その他の資産		
投資有価証券	-	0
長期差入保証金	967	972
前払年金費用	409	501
長期前払費用	17	8
繰延税金資産	9	-
投資その他の資産計	1,404	1,483
固定資産計	3,075	3,127
資産合計	24,255	21,701

	第29期 (平成27年12月31日現在)	第30期 (平成28年12月31日現在)
負債の部		
流動負債		
預り金	80	86
未払金	2	
未払収益分配金	3	3
未払償還金	75	75
未払手数料	346	392
その他未払金	947	1,385
未払費用	2	
未払消費税等	238	52
未払法人税等	561	263
賞与引当金	1,875	1,884
役員賞与引当金	150	141
早期退職慰労引当金	7	37
流動負債計	5,377	5,465
固定負債		
退職給付引当金	53	60
資産除去債務	254	258
繰延税金負債	-	29
固定負債計	308	348
負債合計	5,685	5,813
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,435	2,435
資本剰余金		
資本準備金	2,316	2,316
その他資本剰余金	3,846	3,846
資本剰余金合計	6,162	6,162
利益剰余金		
利益準備金	336	336
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	9,634	6,953
利益剰余金合計	9,971	7,290
株主資本合計	18,569	15,887
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	-	0
評価・換算差額等合計	-	0
純資産合計	18,569	15,887
負債・純資産合計	24,255	21,701

(2)【損益計算書】

(単位：百万円)

	第29期		第30期	
	(自 平成27年 1月 1日 至 平成27年12月31日)		(自 平成28年 1月 1日 至 平成28年12月31日)	
営業収益				
委託者報酬		4,339		3,977
運用受託報酬	1	10,063		9,036
その他営業収益	1	9,911		10,533
営業収益計		24,315		23,546
営業費用				
支払手数料		1,478		1,296
広告宣伝費		262		237
調査費				
調査費		398		383
委託調査費	1	4,371		4,020
調査費計		4,770		4,404
委託計算費		124		114
営業雑経費				
通信費		61		53
印刷費		74		63
諸会費		27		31
営業雑経費計		163		148
営業費用計		6,799		6,201
一般管理費				
給料				
役員報酬		548		604
給料・手当		3,631		3,809
賞与		2,231		2,232
給料計		6,411		6,646
退職給付費用		227		256
福利厚生費		731		822
事務委託費	1	1,954		2,216
交際費		54		51
寄付金		5		2
旅費交通費		208		241
租税公課		107		142
不動産賃借料		735		732
水道光熱費		75		64
固定資産減価償却費		214		229
のれん償却額		530		56
クライアント・リレーションシップ資産償却費		230		-
資産除去債務利息費用		3		3
諸経費		376		414
一般管理費計		11,869		11,881
営業利益		5,645		5,463

	第29期 (自 平成27年 1月 1日 至 平成27年12月31日)	第30期 (自 平成28年 1月 1日 至 平成28年12月31日)
営業外収益		
受取利息	6	3
為替差益	-	12
雑益	28	0
営業外収益計	34	16
営業外費用		
支払利息	-	0
有価証券売却損	-	0
為替差損	32	-
固定資産除却損	34	1
営業外費用計	66	1
経常利益	5,613	5,479
特別利益		
特別利益計	-	-
特別損失		
特別退職金	26	163
特別損失計	26	163
税引前当期純利益	5,586	5,315
法人税、住民税及び事業税	2,366	1,920
法人税等調整額	37	76
当期純利益	3,182	3,318

(3)【株主資本等変動計算書】

第29期（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）

(単位：百万円)

	株主資本								評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本 合計	その他 有価証券 評価 差額金	評価・ 換算差額 等合計	
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計				
平成27年1月1日残高	2,435	2,316	3,846	6,162	336	6,452	6,788	15,386	-	-	15,386
事業年度中の変動額											
当期純利益						3,182	3,182	3,182			3,182
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）											
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	-	3,182	3,182	3,182	-	-	3,182
平成27年12月31日残高	2,435	2,316	3,846	6,162	336	9,634	9,971	18,569	-	-	18,569

第30期（自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日）

(単位：百万円)

	株主資本								評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本 合計	その他 有価証券 評価 差額金	評価・ 換算差額 等合計	
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計				
平成28年1月1日残高	2,435	2,316	3,846	6,162	336	9,634	9,971	18,569	-	-	18,569
事業年度中の変動額											
剰余金の配当						6,000	6,000	6,000			6,000
当期純利益						3,318	3,318	3,318			3,318
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）									0	0	0
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	-	2,681	2,681	2,681	0	0	2,681
平成28年12月31日残高	2,435	2,316	3,846	6,162	336	6,953	7,290	15,887	0	0	15,887

【重要な会計方針】

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券

其他有価証券

時価のあるもの

 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却方法

(1) 有形固定資産

定額法により償却しております。なお、主な耐用年数は建物附属設備6～18年、器具備品2～15年であります。

(2) 無形固定資産

自社利用のソフトウェアの減価償却方法については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

のれんの償却方法については、その効果の及ぶ期間（5～9年）に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金の計上方法

債権の貸倒損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金の計上方法

旧退職金制度

 適格退職年金制度移行日現在在籍していた従業員については、旧退職金制度に基づく給付額を保証しているため、期末現在の当該給付額と年金制度に基づく給付額との差額を引当て計上しております。

確定拠出年金制度

 確定拠出年金制度（DC）による退職年金制度を有しております。

確定給付年金制度

 キャッシュ・バランス型の年金制度（CB）の退職年金制度を有しております。CBには、一定の利回り保証を付しており、これの将来の支払に備えるため、確定給付型の会計基準に準じた会計処理方法により引当金を計上しております。

 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、ポイント基準によっております。

 過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9年）による定額法により費用処理しております。

 数理計算上の差異は各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理または費用から控除することとしております。

(3) 賞与引当金の計上方法

従業員への賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(4) 役員賞与引当金の計上方法

役員への賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(5) 早期退職慰労引当金の計上方法

早期退職慰労の支払に備えて、早期退職慰労支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

4. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の処理方法

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(2) 連結納税制度の適用

前事業年度より、親会社であるブラックロック・ジャパン・ホールディングス合同会社を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。

〔注記事項〕

（貸借対照表関係）

1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (平成27年12月31日)	当事業年度 (平成28年12月31日)
建物附属設備	1,039 百万円	1,191 百万円
器具備品	649 百万円	717 百万円

2 関係会社に対する資産及び負債

各科目に含まれているものは次のとおりであります。

	前事業年度 (平成27年12月31日)	当事業年度 (平成28年12月31日)
未収入金	200 百万円	- 百万円
未収収益	379 百万円	484 百万円
短期貸付金	130 百万円	- 百万円
未払金	930 百万円	1,361 百万円
未払費用	201 百万円	173 百万円

3 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行2行と当座貸越契約を締結しております。これら契約に基づく事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成27年12月31日)	当事業年度 (平成28年12月31日)
当座貸越極度額	1,000 百万円	1,000 百万円
借入実行残高	-	-
差引額	1,000 百万円	1,000 百万円

（損益計算書関係）

1 関係会社に対する営業収益及び営業費用

各科目に含まれているものは次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成27年 1月 1日 至 平成27年12月31日)	当事業年度 (自 平成28年 1月 1日 至 平成28年12月31日)
その他営業収益	4,286 百万円	4,730 百万円
委託調査費	467 百万円	377 百万円
事務委託費	613 百万円	630 百万円
運用受託報酬	1 百万円	4 百万円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自平成27年1月1日至平成27年12月31日)

1. 発行済株式に関する事項

	前事業年度期首	増加	減少	前事業年度末
普通株式(株)	10,158	-	-	10,158

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自平成28年1月1日至平成28年12月31日)

1. 発行済株式に関する事項

	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	10,158	-	-	10,158

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

配当支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年9月8日 取締役会決議	普通株式	6,000	590,667	平成28年9月9日	平成28年9月9日

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については関連当事者からの長期借入に限定しています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社の経理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行い、個別に未収債権の回収可能性を管理する体制をしいております。

営業債務である未払手数料はその全てが1年以内の支払期日となっております。

営業債務は流動性リスクに晒されていますが、当社では資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、金額的重要性が低いものについては含めておりません。

前事業年度（平成27年12月31日）

	貸借対照表計上額 （百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）
(1) 現金・預金	14,514	14,514	-
(2) 未収委託者報酬	1,077	1,077	-
(3) 未収運用受託報酬	2,742	2,742	-
(4) 未収収益	1,467	1,467	-
(5) 長期差入保証金	967	959	7
資産計	20,769	20,761	7
(1) 未払手数料	346	346	-
(2) 未払費用	1,091	1,091	-
負債計	1,437	1,437	-

当事業年度（平成28年12月31日）

	貸借対照表計上額 （百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）
(1) 現金・預金	12,415	12,415	-
(2) 未収委託者報酬	1,163	1,163	-
(3) 未収運用受託報酬	2,771	2,771	-
(4) 未収収益	1,192	1,192	-
(5) 長期差入保証金	972	969	3
資産計	18,516	18,512	3
(1) 未払手数料	392	392	-
(2) 未払費用	1,141	1,141	-
負債計	1,533	1,533	-

（注1） 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬及び(4) 未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(5) 長期差入保証金

事務所敷金の時価については、事務所の敷金を当該貸借契約期間を基にしたインターバンク市場で取引されている円金利スワップレートで割り引いて算定する方法によっています。また従業員社宅敷金の時価については、平均残存勤務期間を基にしたインターバンク市場で取引されている円金利スワップレートで割り引いて算定する方法によっています。

負 債

(1) 未払手数料、(2) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

（注2） 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成27年12月31日）

	1年以内 （百万円）	1年超 5年以内 （百万円）	5年超 10年以内 （百万円）	10年超 （百万円）
(1) 現金・預金	14,514	-	-	-
(2) 未収委託者報酬	1,077	-	-	-
(3) 未収運用受託報酬	2,742	-	-	-
(4) 未収収益	1,467	-	-	-
(5) 長期差入保証金	-	907	48	11
合計	19,801	907	48	11

当事業年度(平成28年12月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
(1) 現金・預金	12,415	-	-	-
(2) 未収委託者報酬	1,163	-	-	-
(3) 未収運用受託報酬	2,771	-	-	-
(4) 未収収益	1,192	-	-	-
(5) 長期差入保証金	-	907	53	11
合計	17,543	907	53	11

(有価証券関係)

前事業年度(平成27年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(平成28年12月31日)

該当事項はありません。

（退職給付関係）

前事業年度（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、旧パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社で設けられていた、旧退職金制度を引き続き有しています。当社は、平成21年12月2日に旧ブラックロック・ジャパン株式会社との合併に伴い、旧ブラックロック・ジャパン株式会社における退職年金制度（確定拠出年金制度及び確定給付年金制度）を承継しました。また、平成23年1月1日付で旧パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社から引き継いだ適格退職年金制度はキャッシュ・バランス型の確定給付年金制度に移行しました。従って、平成23年1月1日以降、からの三つの制度を有しています。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成27年 1月 1日 至 平成27年12月31日)
退職給付債務の期首残高	1,587
勤務費用	223
利息費用	10
数理計算上の差異の発生額	10
退職給付の支払額	171
退職給付債務の期末残高	1,661

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成27年 1月 1日 至 平成27年12月31日)
年金資産の期首残高	2,205
期待運用収益	24
数理計算上の差異の発生額	9
事業主からの拠出額	256
退職給付の支払額	171
年金資産の期末残高	2,304

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成27年12月31日)
積立型制度の退職給付債務	1,607
年金資産	2,304
	697
非積立型制度の退職給付債務	53
未積立退職給付債務	643
未認識数理計算上の差異	261
未認識過去勤務費用	26
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	355
退職給付引当金	53
前払年金費用	409
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	355

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：百万円)

	前事業年度 (自平成27年1月1日 至平成27年12月31日)
勤務費用	223
利息費用	10
期待運用収益	24
数理計算上の差異の費用処理額	4
過去勤務費用の処理額	41
確定給付制度に係る退職給付費用合計	164
特別退職金	26
合計	191

(5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成27年12月31日)
合同運用	100%
合計	100%

合同運用による年金資産の主な商品分類ごとの比率は、債券70%、株式27%及びその他1%となっております。

長期期待運用収益率の算定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

	前事業年度 (自 平成27年 1月 1日 至 平成27年12月31日)
割引率	0.7%
長期期待運用収益率	1.2%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、64百万円でありました。

当事業年度（自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、旧パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社で設けられていた、旧退職金制度を引き続き有しています。当社は、平成21年12月2日に旧ブラックロック・ジャパン株式会社との合併に伴い、旧ブラックロック・ジャパン株式会社における退職年金制度（確定拠出年金制度及び確定給付年金制度）を承継しました。また、平成23年1月1日付で旧パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社から引き継いだ適格退職年金制度はキャッシュ・バランス型の確定給付年金制度に移行しました。従って、平成23年1月1日以降、からの三つの制度を有しています。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

（単位：百万円）

	当事業年度 (自 平成28年 1月 1日 至 平成28年12月31日)
退職給付債務の期首残高	1,661
勤務費用	250
利息費用	11
数理計算上の差異の発生額	8
退職給付の支払額	168
退職給付債務の期末残高	1,745

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

（単位：百万円）

	当事業年度 (自 平成28年 1月 1日 至 平成28年12月31日)
年金資産の期首残高	2,304
期待運用収益	27
数理計算上の差異の発生額	56
事業主からの拠出額	274
退職給付の支払額	168
年金資産の期末残高	2,381

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

(単位：百万円)

	当事業年度 (平成28年12月31日)
積立型制度の退職給付債務	1,685
年金資産	2,381
	696
非積立型制度の退職給付債務	60
未積立退職給付債務	635
未認識数理計算上の差異	174
未認識過去勤務費用	20
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	441
退職給付引当金	60
前払年金費用	501
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	441

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：百万円)

	当事業年度 (自平成28年1月1日 至平成28年12月31日)
勤務費用	250
利息費用	11
期待運用収益	27
数理計算上の差異の費用処理額	6
過去勤務費用の処理額	39
確定給付制度に係る退職給付費用合計	188
特別退職金	163
合計	351

(5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	当事業年度 (平成28年12月31日)
合同運用	100%
合計	100%

合同運用による年金資産の主な商品分類ごとの比率は、債券73%、株式22%及びその他3%となっております。

長期期待運用収益率の算定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

	当事業年度 (自 平成28年 1月 1日 至 平成28年12月31日)
割引率	0.5%
長期期待運用収益率	0.8%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、68百万円でありました。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成27年12月31日)	当事業年度 (平成28年12月31日)
繰延税金資産		
未払費用	155	196
賞与引当金	619	581
資産除去債務	82	79
資産調整勘定	46	24
未払事業税	105	55
早期退職慰労引当金	2	11
退職給付引当金	17	18
有形固定資産	0	5
その他	15	9
繰延税金資産合計	1,046	983
繰延税金負債		
無形固定資産	-	-
退職給付引当金	132	153
資産除去債務に対応する除去費用	21	13
繰延税金負債合計	153	167
繰延税金資産の純額	892	815

(注) 前事業年度及び当事業年度における繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれておりません。

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成27年12月31日)	当事業年度 (平成28年12月31日)
流動資産 - 繰延税金資産	882	845
固定資産 - 繰延税金資産	9	-
固定負債 - 繰延税金負債	-	29

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (平成27年12月31日)	当事業年度 (平成28年12月31日)
法定実効税率	35.6 %	33.1 %
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.0	3.3
損金不算入ののれん償却額	3.3	0.3
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	1.2	0.8
その他	0.2	0.0
税効果会計適用後の法人税等の負担率	43.0 %	37.5 %

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

当社事業所の定期建物賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を当該定期建物賃貸借契約上の賃貸借期間10年と見積り、割引率は1.5%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

	(単位：百万円)	
	前事業年度 (自平成27年1月1日 至平成27年12月31日)	当事業年度 (自平成28年1月1日 至平成28年12月31日)
期首残高	293	254
時の経過による調整額	3	3
資産除去債務の履行による減少額	42	-
期末残高	254	258

（セグメント情報等）

前事業年度（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）

1. セグメント情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

(単位：百万円)

	委託者報酬	運用受託報酬	その他	合計
外部顧客営業収益	4,339	10,063	9,911	24,315

(2) 地域ごとの情報

売上高

(単位：百万円)

日本	北米	その他	合計
13,272	8,558	2,483	24,315

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める主要な顧客は以下のとおりです。

(単位：百万円)

相手先	営業収益	関連するセグメント名
ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク	4,287	投資運用業
ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ	2,857	投資運用業

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日）

1. セグメント情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

（単位：百万円）

	委託者報酬	運用受託報酬	その他	合計
外部顧客営業収益	3,977	9,036	10,533	23,546

(2) 地域ごとの情報

売上高

（単位：百万円）

日本	北米	その他	合計
12,127	9,200	2,218	23,546

（注） 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める主要な顧客は以下のとおりです。

（単位：百万円）

相手先	営業収益	関連するセグメント名
ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク	4,735	投資運用業
ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ	2,815	投資運用業

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

前事業年度（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社	ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク	米国 ニューヨーク州	13,482 百万 米ドル	投資 顧問業	(被所有) 間接 100	投資顧問 契約の 再委任等	運用 受託報酬	1	未収収益	379
							受入 手数料	4,286		
							委託 調査費	467	未払費用	201
							事務 委託費	613		
親会社	ブラックロック・ジャパン・ホールディングス合同会社	日本 東京都	1万円	持株会社	(被所有) 直接 100	株式の 保有等	営業外収益	0	未収入金	200
								0	未収収益	0
								0	短期貸付金	130
								0	その他未払金	930

当事業年度（自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社	ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク	米国 ニューヨーク州	13,889 百万 米ドル	投資 顧問業	(被所有) 間接 100	投資顧問 契約の 再委任等	運用 受託報酬	4	未収収益	484
							受入 手数料	4,730		
							委託 調査費	377	未払費用	173
							事務 委託費	630		
親会社	ブラックロック・ジャパン・ホールディングス合同会社	日本 東京都	1万円	持株会社	(被所有) 直接 100	株式の 保有等	営業外収益	0	その他未払金	1,361

(2) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

前事業年度（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日）

該当事項はありません。

(3) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前事業年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
同一の親会社を持つ会社	ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ	米国カリフォルニア州	1,000米ドル	投資顧問業	なし	投資顧問契約の再委任等	受入手数料	2,857	未収入金	3
							委託調査費	3	未収収益	736
							事務委託費	0	未払費用	1
同一の親会社を持つ会社	ブラックロック・インベストメント・マネジメント・エルエルシー	米国デラウェア州	1,723百万米ドル	投資顧問業	なし	投資顧問契約の再委任等	受入手数料	543	未収収益	49
							委託調査費	1,449	未払費用	142
							事務委託費	74		

当事業年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
同一の親会社を持つ会社	ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ	米国カリフォルニア州	1,000米ドル	投資顧問業	なし	投資顧問契約の再委任等	受入手数料	2,815	未収収益	267
							委託調査費	40	未払費用	3
							事務委託費	0		
同一の親会社を持つ会社	ブラックロック・インベストメント・マネジメント・エルエルシー	米国デラウェア州	87百万米ドル	投資顧問業	なし	投資顧問契約の再委任等	受入手数料	425	未収収益	35
							委託調査費	1,556	未払費用	135
							事務委託費	81		

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 運用受託報酬については、一般取引条件と同様に決定しております。
- (2) 受入手数料については、一般取引条件と同様に決定しております。
- (3) 委託調査費については、一般取引条件と同様に決定しております。
- (4) 事務委託費については、一般取引条件と同様に決定しております。
- (5) 支払利息については、市場金利を勘案して決定しております。なお、担保は差し入れておりません。
- (6) 長期借入金の期末残高は劣後特約付借入金に係るものであります。

2. 親会社に関する注記

(1) 親会社情報

ブラックロック・インク(ニューヨーク証券取引所に上場)

ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク(非上場)

ブラックロック・ジャパン・ホールディングス合同会社(非上場)

(1株当たり情報)

項目	前事業年度 (自平成27年1月1日 至平成27年12月31日)	当事業年度 (自平成28年1月1日 至平成28年12月31日)
1株当たり純資産額	1,828,038 円 62 銭	1,564,056 円 75 銭
1株当たり当期純利益金額	313,321 円 29 銭	326,685 円 49 銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自平成27年1月1日 至平成27年12月31日)	当事業年度 (自平成28年1月1日 至平成28年12月31日)
当期純利益 (百万円)	3,182	3,318
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	-	-
普通株式に係る当期純利益 (百万円)	3,182	3,318
普通株式の期中平均株式数 (株)	10,158	10,158

独立監査人の監査報告書は、当事業年度(自平成28年1月1日 至平成28年12月31日)を対象としております。

【中間財務諸表】

1．中間財務諸表の作成方法について

委託会社であるブラックロック・ジャパン株式会社（以下「当社」という。）の中間財務諸表すなわち中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条の規定により「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間会計期間（自平成29年1月1日 至平成29年6月30日）の中間財務諸表について有限責任監査法人トーマツによる中間監査を受けております。

3．財務諸表に記載している金額については、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(1) 中間貸借対照表

(単位：百万円)

		中間会計期間末 (平成29年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	2	14,785
立替金		0
前払費用		175
未収入金		203
未収委託者報酬		1,353
未収運用受託報酬		1,927
未収収益		1,133
繰延税金資産		497
その他流動資産		26
流動資産計		20,103
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	1	1,018
器具備品	1	407
有形固定資産計		1,426
無形固定資産		
ソフトウェア		6
のれん		70
無形固定資産計		77
投資その他の資産		
投資有価証券		1
長期差入保証金		972
前払年金費用		543
長期前払費用		37
投資その他の資産計		1,554
固定資産計		3,057
資産合計		23,161

(単位：百万円)

中間会計期間末
(平成29年6月30日)

負債の部	
流動負債	
預り金	101
未払金	
未払収益分配金	3
未払償還金	75
未払手数料	463
その他未払金	1,951
未払費用	922
未払消費税等	127
未払法人税等	232
前受収益	14
賞与引当金	930
役員賞与引当金	72
早期退職慰労引当金	64
為替予約	1
流動負債計	4,961
固定負債	
退職給付引当金	54
資産除去債務	260
繰延税金負債	52
固定負債計	367
負債合計	5,329
純資産の部	
株主資本	
資本金	2,435
資本剰余金	
資本準備金	2,316
その他資本剰余金	3,846
資本剰余金合計	6,162
利益剰余金	
利益準備金	336
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	8,897
利益剰余金合計	9,234
株主資本合計	17,832
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	0
評価・換算差額等合計	0
純資産合計	17,832
負債・純資産合計	23,161

(2) 中間損益計算書

(単位：百万円)

	中間会計期間 (自 平成29年1月1日 至 平成29年6月30日)
営業収益	
委託者報酬	2,339
運用受託報酬	4,356
その他営業収益	5,677
営業収益計	12,374
営業費用	
支払手数料	798
広告宣伝費	40
調査費	
調査費	194
委託調査費	2,023
調査費計	2,217
委託計算費	41
営業雑経費	
通信費	22
印刷費	11
諸会費	12
営業雑経費計	45
営業費用計	3,142
一般管理費	
給料	
役員報酬	235
給料・手当	1,956
賞与	1,208
給料計	3,401
退職給付費用	148
福利厚生費	427
事務委託費	1,194
交際費	28
寄付金	0
旅費交通費	131
租税公課	102
不動産賃借料	367
水道光熱費	30
固定資産減価償却費	1
のれん償却額	1
資産除去債務利息費用	1
諸経費	177
一般管理費計	6,169
営業利益	3,062

(単位：百万円)

	中間会計期間 (自 平成29年1月1日 至 平成29年6月30日)
営業外収益	
受取利息	0
雑益	0
営業外収益計	0
営業外費用	
為替差損	49
営業外費用計	49
経常利益	3,013
特別損失	
特別退職金	86
特別損失計	86
税引前中間純利益	2,926
法人税、住民税及び事業税	611
法人税等調整額	370
中間純利益	1,944

(3) 中間株主資本等変動計算書

中間会計期間（自 平成29年1月1日 至 平成29年6月30日）

（単位：百万円）

	株主資本							評価・換算差額等		純資産 合計	
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本 合計	その他 有価証券 評価 差額金		評価・換算 差額等合計
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他 利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計				
平成29年1月1日残高	2,435	2,316	3,846	6,162	336	6,953	7,290	15,887	0	0	15,887
中間事業年度中の変動額											
中間純利益						1,944	1,944	1,944			1,944
株主資本以外の項目の中間事業 年度中の変動額（純額）									0	0	0
中間事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	-	1,944	1,944	1,944	0	0	1,944
平成29年6月30日残高	2,435	2,316	3,846	6,162	336	8,897	9,234	17,832	0	0	17,832

注 記 事 項

(重要な会計方針)

項 目	中間会計期間 自 平成29年1月 1日 至 平成29年6月30日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）を採用しております。
2. デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法	時価法を採用しております。
3. 固定資産の減価償却方法	(1) 有形固定資産 定額法により償却しております。 なお、主な耐用年数は建物附属設備6～18年、器具備品2～15年であります。 (2) 無形固定資産 自社利用のソフトウェアの減価償却方法については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。 のれんの償却方法については、その効果の及ぶ期間（5～9年）に基づく定額法によっております。

項 目	中間会計期間 自 平成29年1月 1日 至 平成29年6月30日
4. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金の計上方法 債権の貸倒損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 退職給付引当金の計上方法 旧退職金制度 適格退職年金制度移行日現在在籍していた従業員については、旧退職制度に基づく給付額を保証しているため、中間会計期間末現在の当該給付額と年金制度に基づく給付額との差額を引当て計上しております。 確定拠出年金制度 確定拠出年金制度（DC）による退職年金制度を有しております。 確定給付年金制度 キャッシュ・バランス型の年金制度（CB）の退職年金制度を有しております。CBには、一定の利回り保証を付しており、これの将来の支払に備えるため、確定給付型の会計基準に準じた会計処理方法により引当金を計上しております。 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、ポイント基準によっております。 過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9年）による定額法により費用処理しております。 数理計算上の差異は各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理または費用から控除することとしております。</p> <p>(3) 賞与引当金の計上方法 従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。</p> <p>(4) 役員賞与引当金の計上方法 役員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。</p> <p>(5) 早期退職慰労引当金の計上方法 早期退職慰労金の支払に備えて、早期退職慰労金支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。</p>
5. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、中間会計期間末の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
6. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>(1) 消費税等の会計処理 税抜方式によっております。</p> <p>(2) 連結納税制度の適用 親会社であるブラックロック・ジャパン・ホールディングス合同会社を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。</p>

(中間株主資本等変動計算書関係)

中間会計期間				
自 平成29年1月 1日				
至 平成29年6月30日				
1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項				
	前事業年度末 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計 期間末株式数
発行済株式				
普通株式	10,158	-	-	10,158
合計	10,158	-	-	10,158
2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項				
該当事項はありません。				
3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項				
該当事項はありません。				
4. 配当に関する事項				
(1) 配当金支払額				
該当事項はありません。				
(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの				
該当事項はありません。				

(金融商品関係)

中間会計期間	
自 平成29年1月 1日	
至 平成29年6月30日	
1. 金融商品の状況に関する事項	
(1) 金融商品に対する取組方針	
<p>当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については関連当事者からの長期借入に限定しています。</p> <p>投資有価証券は、当社設定の投資信託であり、通常の営業過程において保有しております。</p> <p>デリバティブについては、外貨建て営業債権及び債務の為替変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行っておりません。</p>	
(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制	
<p>営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社の経理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行い、個別に未収債権の回収可能性を管理する体制をしいております。</p> <p>営業債務である未払手数料はその全てが1年以内の支払期日となっております。</p> <p>営業債務は流動性リスクに晒されていますが、当社では資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。</p>	

中間会計期間

自 平成29年1月 1日

至 平成29年6月30日

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成29年6月30日(中間期の決算日)における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:百万円)

	中間貸借対照表計上額 (*)	時価(*)	差額
現金・預金	14,785	14,785	-
未収委託者報酬	1,353	1,353	-
未収運用受託報酬	1,927	1,927	-
未収収益	1,133	1,133	-
投資有価証券			
その他有価証券	1	1	-
長期差入保証金	972	970	2
資産計	20,173	20,171	2
未払手数料	463	463	-
未払費用	922	922	-
負債計	1,386	1,386	-
デリバティブ取引			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(1)	(1)	-
デリバティブ計	(1)	(1)	-

(注)

金融商品の時価の算定方法に関する事項

現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

投資有価証券

投資有価証券は、投資信託であり、決算日の基準価格によっております。

長期差入保証金

事務所敷金の時価については、事務所の敷金を当該賃貸借契約期間を基にしたインターバンク市場で取引されている円金利スワップレートで割り引いて算定する方法によっています。また従業員社宅敷金の時価については、平均残存勤務期間を基にしたインターバンク市場で取引されている円金利スワップレートで割り引いて算定する方法によっています。

但し、上記レートがマイナスとなる場合は、割引率はゼロを使用しております。

未払手数料、未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

デリバティブ取引

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

(有価証券関係)

中間会計期間				
自 平成29年1月 1日				
至 平成29年6月30日				
その他有価証券				
(単位：百万円)				
	種類	中間貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原 価を超えるもの	その他 投資信託	1	1	0
合計		1	1	0

(資産除去債務関係)

中間会計期間	
自 平成29年1月 1日	
至 平成29年6月30日	
資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの	
1. 当該資産除去債務の概要	当社事業所の定期建物賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。
2. 当該資産除去債務の金額の算定方法	使用見込期間を当該定期建物賃貸借契約上の賃貸借期間10年と見積り、割引率は1.5%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。
3. 当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減	
期首残高	258 百万円
時の経過による調整額	1 百万円
中間会計期間末残高	<u>260 百万円</u>

(セグメント情報等)

中間会計期間

自 平成29年1月 1日

至 平成29年6月30日

1. セグメント情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

製品及びサービスに関する情報

(単位：百万円)

	委託者 報酬	運用受託 報酬	その他	合計
外部顧客 営業収益	2,339	4,356	5,677	12,374

地域に関する情報

(1) 売上高

(単位：百万円)

日本	北米	その他	合計
6,276	4,765	1,331	12,374

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

主要な顧客に関する情報

営業収益の10%以上を占める主要な顧客は以下のとおりです。

(単位：百万円)

相手先	営業収益	関連する セグメント名
ブラックロック・ファイナンシャル・ マネジメント・インク	2,381	投資運用業
ブラックロック・ファンド・アドバイ ザーズ	1,565	投資運用業

(デリバティブ取引関係)

中間会計期間					
自 平成29年1月 1日					
至 平成29年6月30日					
ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引					
通貨関連			(単位：百万円)		
区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建 米ドル	177	-	1	1
合計		177	-	1	1

(注) 時価の算定方法 先物為替相場に基づき算定しております。

(1株当たり情報)

中間会計期間	
自 平成29年1月 1日	
至 平成29年6月30日	
1株当たり純資産額	1,755,478円35銭
1株当たり中間純利益	191,419円01銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
1株当たり中間純利益の算定上の基礎	
損益計算書上の中間純利益	1,944百万円
1株当たり中間純利益の算定に	
用いられた普通株式に係る中間純利益	1,944百万円
期中平均株式数	10,158株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして金融商品取引業等に関する内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3) 通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の委託会社と密接な関係を有する法人その他の団体として金融商品取引法施行令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。)又は子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の委託会社と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記に掲げるもののほか、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして金融商品取引業等に関する内閣府令で定める行為。

5【その他】

定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

変更年月日	変更事項
2007年9月18日	証券業登録に伴う商号変更（「パークレイズ・グローバル・インベスターズ証券投信投資顧問株式会社」に変更）のため、定款変更を行いました。
2007年9月30日	商号変更（「パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社」に変更）のため、定款変更を行いました。
2007年9月30日	公告の方法を変更するため、定款変更を行いました。
2007年12月27日	事業を営むことの目的を変更するため、定款変更を行いました。
2008年7月1日	グループ会社の1つであるパークレイズ・グローバル・インベスターズ・サービス株式会社を吸収合併し、それに伴い資本金の額を変更いたしました。
2008年7月1日	株式取扱規則に関する記述を追加するため、定款変更を行いました。
2009年6月22日	本店所在地変更のため、定款変更を行いました。
2009年12月2日	ブラックロック・ジャパン株式会社と合併 商号変更（「ブラックロック・ジャパン株式会社」に変更）および定款変更を行いました。
2011年4月1日	グループ会社であるブラックロック証券株式会社を吸収合併し、それに先立ち定款変更および資本金の額の変更を行いました。
2013年10月5日	MGPA Japan LLCより不動産投資関連の事業を譲受し、それに先立ち定款変更を行いました。
2014年12月1日	決算期を3月31日から12月31日に変更するため、定款変更を行いました。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

- ・名称 三菱UFJ信託銀行株式会社
- ・資本金の額 324,279百万円(2017年3月末現在)
- ・事業の内容 銀行法に基づき、銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

<参考：再信託受託会社の概要>

- ・名称 日本マスタートラスト信託銀行株式会社
- ・資本金の額 10,000百万円(2017年3月末現在)
- ・事業の内容 銀行法に基づき、銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。
- ・再信託の目的 原信託契約にかかる信託業務の一部(信託財産の管理)を原信託受託会社から再信託受託会社(日本マスタートラスト信託銀行株式会社)へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

名称	資本金の額(百万円) (2017年3月末現在)	事業の内容
株式会社静岡銀行	90,845	銀行法に基づき銀行業を営んでおります。
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279	銀行法に基づき、銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。
エース証券株式会社	8,831	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
SMB C日興証券株式会社	10,000	
株式会社SBI証券	48,323	
静銀ティーエム証券株式会社	3,000	
高木証券株式会社	11,069	
野村證券株式会社*	10,000	
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	40,500	
三菱UFJモルガン・スタンレーPB証券株式会社	8,000	
楽天証券株式会社	7,495	

* 野村證券株式会社は、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・償還金の支払いに関する事務等を行い、新規の募集および販売の取扱いは行いません。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

受託会社（受託者）として、ファンドの信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。

(2) 販売会社

ファンドの取扱販売会社として、募集の取扱いおよび販売を行い、換金に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、換金代金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行います。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

第3【その他】

1 交付目論見書の表紙等に、以下の事項を記載します。

(1) 委託会社等の情報

委託会社名

金融商品取引業者登録番号

設立年月日

資本金

当該委託会社が運用する投資信託財産の合計純資産総額

「ファンドの運用の指図を行う者である。」旨

(2) 受託会社に関する情報

受託会社名および「ファンドの財産の保管および管理を行う者である。」旨

(3) 詳細情報の入手方法

詳細な情報の入手方法として、以下の事項を記載します。

委託会社のホームページアドレス、電話番号および受付時間等

請求目論見書の入手方法および投資信託約款が請求目論見書に添付されている旨

(4) 交付目論見書の使用開始日

(5) 届出の効力に関する事項

金商法第4条第1項又は第2項の規定による届出の効力に関する事項について、次に掲げるいずれかの内容を記載します。

届出をした日および当該届出の効力の発生の有無を確認する方法

届出をした日、届出が効力を生じている旨および効力発生日

(6) その他の記載事項

商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号、以下「投信法」という。）に基づき事前に受益者の意向を確認する旨

投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨

請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨

「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載

2 交付目論見書の「投資リスク」記載箇所に金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用がない旨を記載します。

3 目論見書は別称として、「投資信託説明書」と称して使用することがあります。

4 目論見書は電子媒体等として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。

独立監査人の監査報告書

平成29年2月24日

ブラックロック・ジャパン株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 星 知子指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中島 紀子

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているブラックロック・ジャパン株式会社の平成28年1月1日から平成28年12月31日までの第30期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ブラックロック・ジャパン株式会社の平成28年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成29年11月1日

ブラックロック・ジャパン株式会社
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員
公認会計士 辻村 和之

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているブラックロック欧州株式オープンの平成29年3月16日から平成29年9月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ブラックロック欧州株式オープンの平成29年9月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成29年9月1日

ブラックロック・ジャパン株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 星 知 子指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中 島 紀 子

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているブラックロック・ジャパン株式会社の平成29年1月1日から平成29年12月31日までの第31期事業年度の中間会計期間（平成29年1月1日から平成29年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ブラックロック・ジャパン株式会社の平成29年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成29年1月1日から平成29年6月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。